

第4編 震災応急対策計画

第1節 防災組織計画

全 部

南海トラフ地震に関連した情報の発表や大規模な地震が起これ、町域内に災害が発生した場合において、情報収集と状況判断が優先事項となる。特に、地震の場合には、どこに被害が出ているかがすぐには把握できない。被害情報がない場所ほど被害が大きいケースがある。不確実な情報に振り回されないように、冷静な判断が求められる。

まずは、情報の中心として、緊急対策室（副町長が室長）を設置して、情報の収集、状況の判断を行う。以下の配備体制に該当する場合には緊急連絡網に基づき職員を動員して体制を整え、また、必要に応じて、災害対策本部等を設置し、緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

緊急対策室は、災害対策本部が設置されたときに、本部事務局に移行する。

地震はいつ起きるかは分からない。職務時間外に地震が原因で土砂災害等が起これ、道路の寸断等が起きたときは、参集できないことも考えられる。その際には、緊急対策室は、参集できない職員に対して、町外でできる活動（情報収集、外部機関への協力要請等）を指示するので、伊都振興局で待機すること。

また、地震の時は、電話回線のふくそう、停電により、連絡が取れなくなることが考えられる。その時には、連絡がないから被害が出ていないと判断せずに、町域内で被害が起きていると判断される場合には、自主的に判断して参集する。

第1 動員配備体制

1 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じて次の体制をとる。

区 分	発 令 基 準	任 務
情報収集体制	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ地震に関連する情報が発表されたとき ○国内で震度6弱以上の地震が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集に関すること
警戒体制	<ul style="list-style-type: none"> ○和歌山県内で地震が発生し、副町長が必要と認めたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集体制の任務を強化すること
配備体制	<ul style="list-style-type: none"> ○地震が発生し、高野町域で震度5弱が観測されたとき ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警報）が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策室を設置すること ・被害情報の収集に関すること ・県の防災関係機関との相互連絡に関すること ・必要に応じて災害対策本部体制にすみやかに移行すること

2 配備人員

配備体制の区分に応じて、各課から所定の人数が参集する。その際、あらかじめ指定された災害対策要員がそれに当たる。指定された災害対策要員が参集できない場合は、他の職員が参集する。

動員配備人員 (指定された災害対策要員が当たる)	警戒体制	配備体制
総務課 防災危機対策室	2	緊急対策室設置 (室長=副町長)
		全 員
企画公室	1	4
総務課	1	6
観光振興課	1	4
介護福祉課	1	3
住民健康課	1	3
建設課	1	4
生活環境課	1	3
富貴支所	1	全 員
税務会計課	1	1
消防署	1	1
議会事務局	1	1
教育委員会	1	3
高野山総合診療所	—	2

(人)

3 配備体制の決定及び配備指令の伝達

(1) 勤務時間内

ア 総務課長は、地震情報等を入手したときは、直ちに、副町長に報告する。

イ 副町長は、総務課長の報告を受けたときは、次により町長に報告する。

(ア) 警戒体制をとる必要があると判断した場合

副町長は、自ら警戒体制の動員配備を決定し、その旨をアの情報とともに町長に報告する。

(イ) 配備体制をとる必要があると判断した場合

副町長は、アの情報を町長に報告するとともに、配備体制の決定及び災害対策本部の設置の可否について、指示を求める。

ウ イにより報告を受けた町長は、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。

エ 町長又は副町長が動員配備を指示したときは、総務課長は、各課長等に参集指令を伝達し、職員に周知する。

オ 各課長等は、参集指令に基づき所属課員に指示し、配備につかせる。

(2) 勤務時間外

ア 当直者等は、地震情報等を入手したときは、直ちに総務課長（連絡が取れないときは副町長）に報告し、総務課長は直ちに副町長に報告する。

イ 副町長は、総務課長又は当直者等より報告を受けたときは、次により町長に報告する。

(ア) 警戒体制をとる必要があると判断した場合

副町長は、自ら警戒体制の動員配備を決定し、その旨をアの情報とともに町長に報告する。

(イ) 配備体制をとる必要があると判断した場合

副町長は、アの情報を町長に報告するとともに、配備体制の決定及び災害対策本部の設置の可否について、指示を求める。

ウ イにより報告を受けた町長は、前記1に掲げるいずれかの配備体制を命ずる。

エ 町長又は副町長が動員配備を指示したときは、総務課長は、各課長等に参集指令を電話等により伝達する。

オ 各課長等は、参集指令に基づき所属職員に伝達、配備につかせる。

(3) 伝達手段

ア 伝達手順

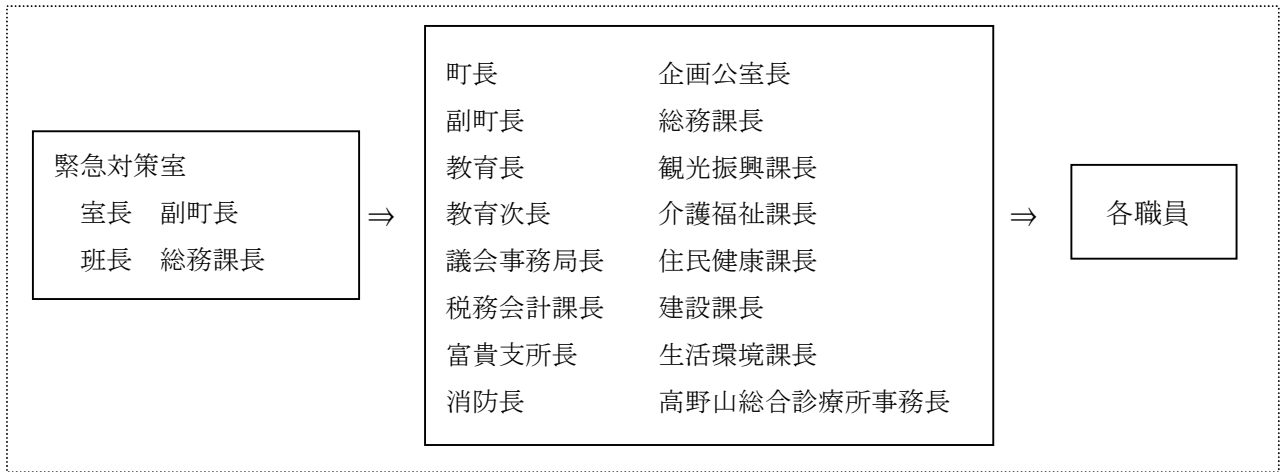
総務課長及び緊急対策室が、消防長、各課長等に伝達、不在の場合には次位の役職者に伝達する。連絡を受けた各課長等は、所属課員に参集指令を伝達する。（各所属長が必要人員を確保する）

イ 伝達方法

勤務時間内にあつては、口頭・内線電話による。庁内にいない職員や、勤務時間外には、非常時連絡先と決められている加入電話及び携帯電話を基本とする。状況によっては、メール、防災行政無線等を活用する。

ウ 伝達内容

各職員は伝達者の指示事項、①災害の種別、②警戒及び配備体制の段階、③参集人員、④参集場所等について、メモを取ったうえで確認して次の者に正確に伝える。



4 職員の参集等

(1) 勤務時間外における緊急配備体制

ア 連絡参集

職員は、勤務時間外において参集指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって所定の場所に参集しなければならない。

イ 自動参集

高野町域で震度5強が観測されたときは、連絡を待たずに自動的に参集する。その際の参集場所は、個人ごとに指定された場所（最寄りの避難所等）とする。

ウ 自主参集

職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な地震災害が発生したと判断した場合には、参集指令を待たずに自ら参集するものとする。その際の参集場所は、個人ごとに指定された場所（最寄りの避難所等）とする。

(2) 参集時の留意事項

町外から参集する職員は、道路の寸断等で参集が困難なことも考えられる。その時は、緊急対策室に連絡すること。また、電話等が通じないときは、防災関係機関に設置している防災電話で連絡し指示を受けること。

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

ア 服装

応急活動ができる服装とする。

イ 緊急措置

参集途上において、家屋の倒壊等の被害、又は火災の発生に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防署員や町内会長等がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

ウ 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・ 鉄道、幹線道路等の状況

- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

エ 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、緊急対策室（総務課長）に報告する。

第2 初動体制

1 緊急対策室の設置

地震の発生直後においては、情報も限定され、交通途絶などで参集できる職員にも限りがある。参集した職員で緊急対策室を設置して、限られた人員で初動体制を確立しなければならない。予定されていた人員を確保できない班が出たときや、想定外の事象により任務が過重になっている場合には、緊急対策室が調整をして業務量の平均化を図る。

2 初動体制の編成・任務

下記の表のとおり、各班が決められた活動を進めていく。大地震では、広範囲で被害が出ている可能性がある一方で、対処できる人員には限界がある。指示があってから行動するのではなく、情報の連携は取りつつ、任務の範囲で各人が判断して行動する（活動内容等の詳細については、別に定める「高野町職員災害初動マニュアル」による）。

名 称	班 長	担当課名	主な任務
緊急対策室	総務課長	総務課 (防災危機対策室) 税務会計課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の統括調整 ・情報の取りまとめ ・関係機関への連絡 ・救援要請 ・防災無線の通信 ・災害対策本部の設置 ・活動の記録
情 報 班	観光振興課長	観光振興課 総務課 教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集 ・被災状況の整理 ・活動の記録
広 報 班	企画公室長	企画公室 総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・住民への広報 ・町内会への情報伝達 ・報道機関との調整 ・活動の記録
対 策 班	建設課長	建設課 生活環境課	<ul style="list-style-type: none"> ・物資等の輸送 ・障害物の除去 ・ヘリポートの整備 ・活動の記録
厚 生 班	介護福祉課長 住民健康課長	介護福祉課 住民健康課 高野山総合診療所	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・救助救護活動 ・医療機関への対応 ・活動の記録

富貴支所	富貴支所長	富貴支所 富貴診療所	<ul style="list-style-type: none"> 支所区域内の情報収集 避難所の開設 活動の記録
------	-------	---------------	---

3 災害対策本部への移行

初動体制の活動目的を達成したときは、町長の指示により、緊急対策室を解散し、所定の災害対策本部体制に移行する。この場合、各職員は、緊急対策室長の指示により、順次所属に復帰し、以後上司の指示に従って活動する。

第3 災害対策本部の設置

町長は、町域内に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に応じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条及び高野町災害対策本部条例に基づき、高野町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

本部の設置後は、緊急対策室は、災害対策本部事務局に移行する。

1 本部の設置

(1) 設置及び廃止の基準

設置基準	<ul style="list-style-type: none"> ア 地震が発生し、高野町域で震度5強以上が観測されたとき。 イ その他、町長が必要と認めたとき。
廃止基準	<ul style="list-style-type: none"> ア 災害発生のおそれが解消したとき。 イ 災害応急対策がおおむね完了したとき。 ウ その他本部長（町長）が必要なしと認めたとき。

(2) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県、関係機関及び住民に報告、通知、公表する。

(3) 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、町長にあるが、町長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副町長	2	教育長	3	総務課長
--------	---	-----	---	-----	---	------

(4) 本部の設置場所

本部は、高野町役場庁舎2階会議室に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと町長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

第1順位	高野山学びの杜	第2順位	高野町保健福祉センター
------	---------	------	-------------

(5) 標識等

ア 本部の標識

本部が設置されたときは、その設置を示すため、標示板を庁舎正面玄関に掲げる。

イ 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、標旗をつける。

ウ 腕章

本部が設置されたときは、本部の業務に従事する職員は、腕章等を着用する。

2 本部の組織（資料編3-1）

(1) 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

(2) 副本部長（副町長、教育長、総務課長、消防長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 部長（課長職の職員、富貴支所長、消防次長、教育次長）

部長は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。

(4) 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要のその都度招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができる。

ア 本部会議の構成員

本部長、副本部長、部長

イ 事務分掌（協議事項）

- (ア) 災害応急対策の基本方針に関すること。
- (イ) 動員及び配備体制に関すること。
- (ウ) 各部間の調整事項に関すること。
- (エ) 避難勧告・指示及び警戒区域の設定に関すること。
- (オ) 自衛隊災害派遣要請に関すること。
- (カ) 他市町村への応援要請に関すること。
- (キ) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (ク) 災害救助法の適用に関すること。
- (ケ) 現地災害対策本部に関すること。
- (コ) その他災害応急対策の重要事項に関すること。

(5) 部及び班

本部における部・班の組織及びそれぞれの所掌事務については、（資料編3-2）に定めるところによる。

(6) 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行う。

ア 現地災害対策本部の開設

- (ア) 本部長は、前記(1)～(3)の者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。
- (イ) 現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等に表示する。

イ 現地災害対策本部の責務

- (ア) 災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大

防止をする。

- (イ) 出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- (ウ) 入手した情報を逐次、災害対策本部へ報告する。

第2節 地震情報等の伝達計画

全 部

町域に大規模な地震が発生した場合、町及び防災関係機関は迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、地震に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行うものとする。

町及び防災関係機関は、情報の最新機器の導入を図り、より迅速かつ的確な情報の伝達に努めるものとする。

1 地震情報

(1) 地震情報の種類と内容

情報の種類		発表内容
地震情報	緊急地震速報	地震発生直後、地震動により重大な災害が起こるおそれがある場合、強い揺れが予想される地域に対して発表。
	震度速報	震度3以上を観測した地域名（全国を約180に区分）と、震度、地震の発生時刻。
	震源に関する情報	地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配なし」、または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」を付加して発表。
	震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）、震度3以上報地域名と市町村名※2を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 また、津波警報・注意報の有無も併せて発表する。
	各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源※1）やその規模（マグニチュード）を発表する。なお、震度5弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。津波警報・注意報の有無も併せて発表する。
	その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表。 ある大きさ以上の余震の発生する可能性の確率※2。

※1 震源：震源の緯度及び経度ならびに地表からの深さ、発生時刻、震央地名

※2 次の基準による

- ・ その地震による最大震度「震度6弱以上」→発表する市町村名「震度5弱以上」
- ・ その地震による最大震度「震度5強又は5弱」→発表する市町村名「震度4以上」
- ・ その地震による最大震度「震度4又は3」→発表する市町村名「震度3以上」

(2) 地震情報の伝達

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関へ通知する。

ア 震源震度に関する情報

- (ア) 和歌山県内で震度3以上を観測したとき
- (イ) 隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度4以上を観測したとき
- (ウ) 上記以外の都道府県で震度6弱以上を観測したとき

イ 各地の震度に関する情報

和歌山県内で震度1以上を観測したとき

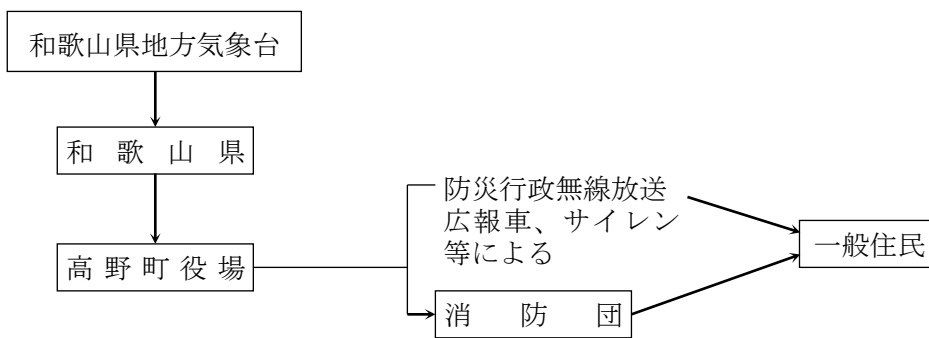
ウ その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）

地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

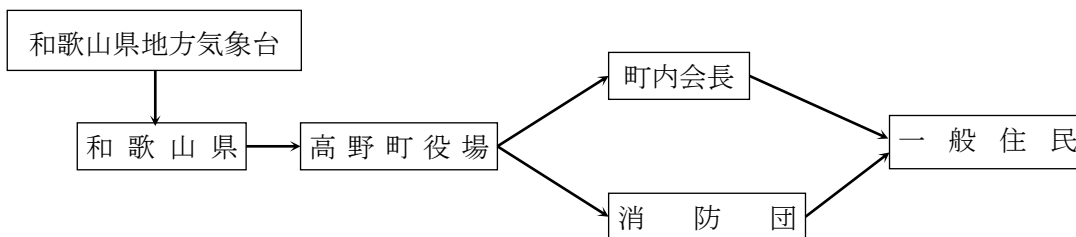
2 地震情報の伝達

(1) 伝達の経路

（一般の場合）



（使送による伝達）



(2) 伝達方法

町長は、県及び防災関係機関から地震に関する情報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、住民、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知方法は、おおむね次のとおりとする。

- ア 広報車、宣伝車による。
- イ 防災行政無線放送による。
- ウ 伝達組織を通じる。
- エ サイレン、警鐘等による。

(3) その他の措置

ア 町は警報伝達等の徹底を図るため、あらかじめ関係者において地震情報等の受領、伝達、その他取扱いに関し必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう措置しておく。

イ 県から地震情報等を受領した場合は、解除になるまで、放送局の放送により状況を聴取するよう努めなければならない。

ウ 災害の発生のおそれがあるような場合において、異常な現象を認めたときは、地震情報等の逆経路その他により、速やかに県に対し必要な情報を通報する。

(4) 異常現象を発見した者の措置

災害が発生するおそれのある異常な気象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

異常現象を発見した者は、町、高野町消防本部又は橋本警察署に通報する。

イ 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、直ちに町長に通報する。

ウ 町長の通報

前記のア・イによって異常現象を承知した町長は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長並びに県に通報する。

エ 和歌山地方気象台に通報する異常現象は次に示すものとする。

- ・地震に関する事項 群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感ずるような地震）と災害を伴う大地震

オ 周知徹底

関係機関は、異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、その現象により被害が予想される地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

(5) 正しい情報に基づく対応

現在の科学技術では、東海地震の直前予知を除いて、日時や場所を特定した地震の発生を予知することはできない。「何月何日にマグニチュード8クラスの大地震がA市を襲う」といった情報は、根拠のないデマであるので、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

第3節 被害情報等の収集計画

全 部

地震発災時における被害情報等の収集は、災害応急対策を迅速かつ確実に実施する基礎となるものである。このため、町及び防災関係機関は、地震災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、速やかに管内の状況を把握するとともに、県に報告する。

1 町の被害状況の調査

(1) 職員の登庁時における情報収集

- ア 各職員は、地震発生時に参集する際、登庁途上において周囲の状況を把握し、その被害状況を所属長に報告する。
- イ 各所属長は、参集状況を緊急対策室に報告する際、前記アの情報をとりまとめ、あわせて報告する。

(2) 各地区の被害状況調査

- ア 担当地区を決めて被害の概況を速やかに調査し、緊急対策室に報告する。
- イ 前記アの情報は、に防災危機対策室長において集約するものとする。
- ウ 被害が甚大な地区、通信途絶等により連絡がとれない地区等については、町職員を派遣し、被害調査を行う。

(3) 各施設の被害状況調査等

- ア 各施設の職員は、担当施設の被害状況を速やかに調査し、当該施設の所管課長に報告する。
- イ 前記アの情報は、それぞれの所管課において集約するものとする。
- ウ 各施設の職員は、当該施設の周辺の状況を確認し、被害等が認められるときには、防災危機対策室長に報告するとともに、富貴地域の被害状況にあつては支所長に報告、支所長は集約した被害状況を防災危機対策室長に報告する。

2 災害報告の取扱要領

(1) 報告すべき災害

- ア 発生原因
 - 地震及びそれに起因する大規模な火事・事故・爆発、放射性物質等により生ずる被害
- イ 報告の基準
 - この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行うものとする。
 - (ア) 県又は町が災害対策本部を設置したもの
 - (イ) 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - (ウ) 災害が2府県以上にまたがるもので、一の府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - (エ) 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
 - (オ) 災害による被害が当初は軽微であっても、今後(ア)～(エ)の要件に該当する災害に発展するおそれがあるもの
 - (カ) 地震が発生し、和歌山県の区域内で震度4以上の記録をしたもの
 - (キ) 災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの

(ク) その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

(2) 災害報告の種類

- ア 災害即報（様式編 1-1 「被害状況即報」及び 1-2 「災害概況即報」）
- イ 被害状況報告（様式編 1-3 「被害状況報告及び附表・明細表」）

3 災害即報及び被害状況報告要領

(1) 災害即報

- ア 災害即報は、震災の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人及び家屋被害を優先して報告する。
- イ 通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（基本法第53条第1項）
なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。
- ウ 119番殺到状況については、消防を通じて、県のほか、直接国へも報告するものとする。
- エ 町は、報告すべき震災の発生を覚知したときは、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その一報を報告するものとし、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。
- オ 報告に当たっては、和歌山県総合防災情報システムによって即報するものとし、即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告現時を明らかにするものとする。ただし、和歌山県総合防災情報システムによる報告が困難な場合は、加入電話、ファクシミリ等で行うこととする。また、通常ルートによる通信が困難な場合は、地域衛星通信・衛星電話、衛星携帯電話、防災相互波等で行うこととする。
- カ 災害即報事項は、消防本部及び橋本警察署をはじめ、関係機関と十分連絡を保った上で行う。
- キ 町は、被害の有無にかかわらず、地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告する。

(2) 被害状況報告

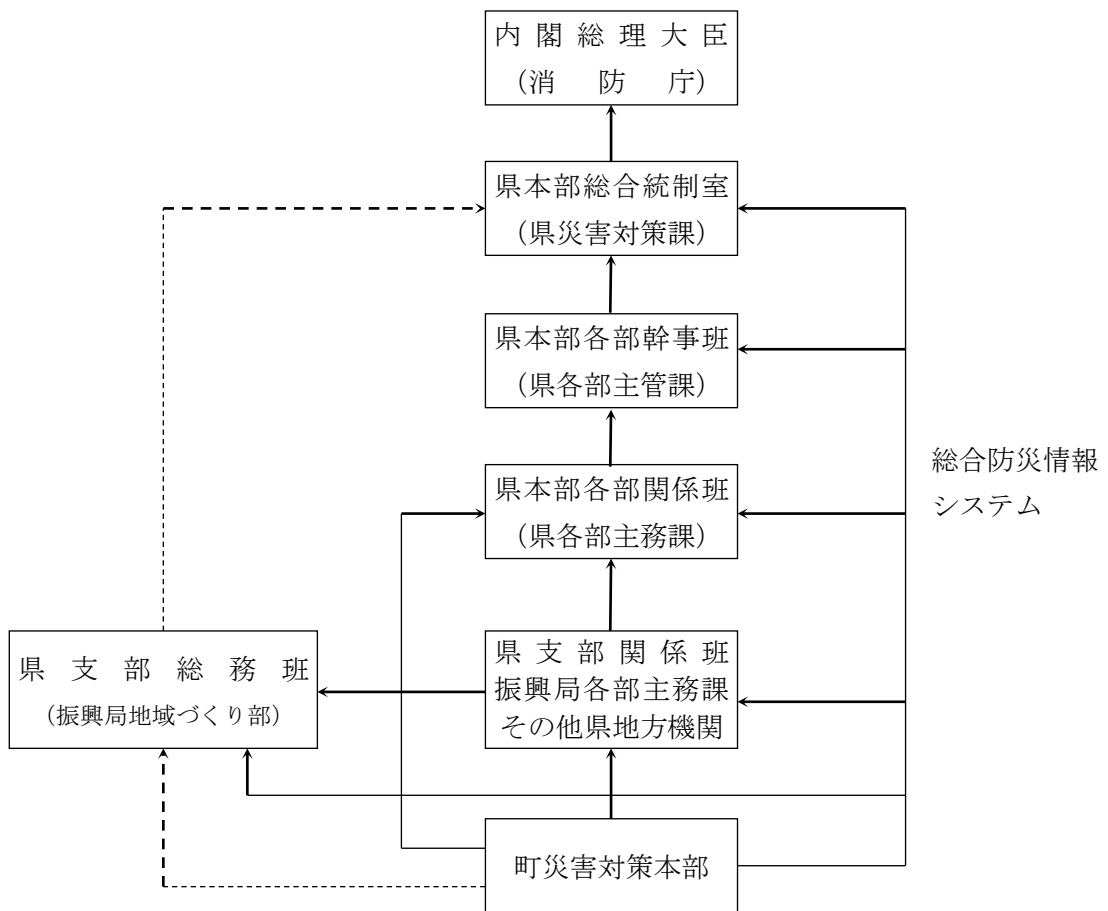
- ア 被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を要するものであるが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。
- イ 被害状況報告事項は、次の系統によって行う。
- ウ 被害確定報告は、災害応急対策を終了した後20日以内に行い、基本法第53条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第40条に基づく消防庁長官あて文書を各1部消防庁あて送付する。

県連絡先

回線種別	電 話	F A X
県庁危機管理局災害対策課		
N T T回線	073-441-2262	073-422-7652
県防災電話	※300-8-2262 ※300-404	※300-499
伊都振興局地域づくり課		
N T T回線	0736-33-5472	0736-33-4914
県防災電話	※330-8-213 ※330-400	※330-499

※県防災電話で衛星通信回線を使用する場合には、先頭に7をつけてダイヤルする。

被害状況報告系統図



- (注) ① 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
 ② 点線は、連絡調整をする関係機関である。

(3) 被害種別系統

被害区分	県への報告先	県本庁主務課	町の担当課
人的被害及び住宅等一般	振興局 地域づくり部各課 健康福祉部各課	災害対策課 社会福祉課	総務課
土木関係(道路、河川等)	振興局 建設部各課	県土整備部各課	総務課 建設課 生活環境課
農業関係(農作物、施設等)	振興局 農林水産振興課	農林水産部各課	観光振興課
耕地関係(ため池、水路等)	振興局 農地課	農林水産部各課	観光振興課
林業関係	振興局 林務課	農林水産部各課	観光振興課
公共施設関係	振興局 地域づくり部各課 健康福祉部各課	各部関係各課	関係各課
商工業関係	振興局 地域づくり課	商工観光労働部 各課	観光振興課
観光関係	振興局 地域づくり課	観光振興課	観光振興課
自然公園関係	振興局 衛生環境課	自然環境課	観光振興課
衛生関係	振興局 健康福祉部各課	環境生活部 福祉保健部 関係各課	住民健康課 生活環境課
その他	振興局 地域づくり部各課	関係部局各課(室) 危機管理局各課	関係各課
災害に対してとられた措置の概要	同上	同上	同上

4 防災関係機関との情報交換、報告

- (1) 町は、被害情報等を収集し、随時県及びその他の関係機関に状況を通報する。
- (2) 町は、県と各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

第4節 災害通信計画

総務課 富貴支所

地震情報等の伝達や震災時における町の被害情報の収集をはじめ、町、県、防災関係機関相互間の通知、要請、指示、通報、伝達などの通信連絡を迅速かつ円滑に行うためにその要領を定めるとともに、非常の際における通信連絡を確保するため、公衆電気通信設備の優先利用又は他機関の通信設備による非常通信の利用を図る。

1 町防災行政無線施設

- (1) 地震発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 町は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、町防災行政無線の効果的な運用に努める。また、移動系無線の適正配置について検討、孤立集落との通信手段を確保する。(資料編15-4「防災行政無線整備状況」)

2 県総合防災情報システム

県総合防災情報システムは、県をはじめ関係機関との重要な情報連絡手段であるため、町は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能を確認するとともに、支障が生じた場合には、施設の復旧に努めるものとする。

3 通信連絡手段の確保

災害等の非常の事態が発生した場合等において、有線通信の利用が不能又は著しく困難な場合においては、電波法第52条の規定に基づいて非常通信を行うことができる。町は、防災関係機関と連携し、それぞれの特性を考慮しながら通信手段の確保を図る。(資料編15-5「非常通信対応マニュアル」)

なお、防災行政無線以外の各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

一般公衆回線	災害時に途絶や輻輳がある。
災害時優先電話	防災機関とNTTが協議して、一般電話回線の中から指定する回線で、災害時に回線が輻輳しても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。
携帯電話	一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶や輻輳がある。また、中継局のうち、停電しても使用可能なバッテリーを備えているのは桜峠の中継局のみで(約3時間持続する)、他の中継局は停電すると使用できなくなる。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、同じ衛星携帯電話同士では災害時に通信の途絶や輻輳が起りにくい。ただし、一般公衆回線や携帯電話が相手の場合は輻輳がある。

地域衛星通信ネットワーク	県総合防災情報システムの衛星通信回線として、全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
消防無線	各消防機関が使用している無線回線で、県内共通波により県内の近隣各消防機関、全国共通波で他府県の近隣消防機関相互の通信ができる。
非常通信	町及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、近畿地方非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
アマチュア無線	(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)和歌山県支部との協定により、行政区及びその周辺で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、会員が災害に関する情報の収集・伝達を行うことができる。
インターネット	データ通信としてインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。 また、輻輳を回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
災害時伝言システム	<災害用伝言ダイヤル「171」> 災害発生時、その規模によりNTTが提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件についてNTTで決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。

4 通信障害発生時における対応及び協力

近畿総合通信局（総務省）は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、県または市町村からの具体的な要請を待たず、速やかに衛星携帯電話、簡易無線等の通信機器の貸出や、大規模な災害発生のおそれがある場合には、通信設備等への電力供給を目的とした移動電源車の貸出に努めるものとする。

第5節 災害広報計画

企画公室 教育委員会 富貴支所

大規模地震発生時においては、災害地や隣接地域の住民に対し、適切な判断による行動がとれるよう、町及び防災関係機関は、速やかに正確な広報活動を実施する。

また、被災地外の地域の住民に対して、適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努めるものとする。

1 広報担当者

災害時における広報活動は、原則として企画公室を通じて行うものとする。

2 広報資料の収集

広報資料の収集は、本編第3節「被害情報等の収集計画」に定めるところによるが、次のことに努める。

- (1) 写真担当を置き、状況に応じ現地に派遣して災害現場写真を撮影する。
- (2) 職員や防災関係機関が撮影した災害現場写真を収集する。
- (3) 各課等は、住民の人心地の安定を図るため広報資料の提出を積極的に行う。

3 広報事項

広報事項は、被災者の肉体的・心理的条件を十分考慮し、簡潔にして要領を得たものでなければならない。

特に、高齢者、障害者、外国人等の災害時要配慮者に配慮したものでなければならない。

また、震災発生直後から災害状況や応急活動の進捗状況に合わせて、情報を広報する必要がある。

災害発生直後の広報	その後の広報
<ol style="list-style-type: none"> (1) 気象予警報及び余震に関する情報 (2) 地震時の一般的注意事項 (3) 初期消火活動、人命救助の呼びかけ (4) 災害情報、被害情報 (5) 住民に対する避難勧告・指示の状況 (6) 医療救護所及び避難所の開設状況 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 災害対策本部の設置及び応急対策実施状況 (2) 災害情報（二次災害含む）、被害情報 (3) 救援物資の配給状況 (4) ライフラインの被害及び復旧見通し状況 (5) 緊急輸送道路確保への協力要請 (6) ボランティア受入れ情報 (7) 被災者の安否に関する情報 (8) 主要道路状況 (9) 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 (10) 町民の心得等、民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項 (11) その他生活情報等必要と認める情報

4 広報手段

住民に対する広報手段は、状況に応じ次による。

なお、報道機関等に対する発表並びに報道機関からの問い合わせの受付及び応答については、原則として、企画公室を通じて行う。

- (1) ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
- (2) 防災行政無線による広報
- (3) 広報車による巡回広報
- (4) 広報紙、チラシ、ポスター等の作成、配布
- (5) ホームページ、知らせてネットなどによる広報

5 テレビ、ラジオに対する報道要請

町が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として伊都振興局を經由して県知事あてに、放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請する。

ただし、県と町との通信途絶等特別の事情がある場合は、町から直接放送局に対し要請できることとする。

第6節 生活関連総合相談計画

総務課 富貴支所

被災住民の生活上の不安などを解消するため、総合的な相談窓口を設置する。

1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口における相談は、被災した住民等からの相談に的確に対応することとする。

なお、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、住民の要請に対応するものとする。

2 相談窓口の設置

(1) 町は、震災発生後、速やかに町役場庁舎及び富貴支所庁舎に総合相談窓口を設置する。

(2) 関係各課は、必要に応じ相談窓口を設置する。

(3) 町は、被災住民から寄せられる様々な相談や問い合わせに対応するため、県、国、関係機関、関係団体等の協力を得て、合同の相談窓口（総合相談窓口）を設置する。

この場合、町並びに関係機関及び関係団体等は、相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう必要な人員を総合相談窓口へ派遣する。

3 相談窓口設置の周知

総合相談窓口及び各課相談窓口を設置したときは、防災行政無線、マスコミ報道、ホームページなどを活用し、広く住民に周知する。

4 報告

(1) 窓口担当職員は、相談内容等を記録し、総務課に報告することとし、総務課で取りまとめる。

(2) 各課における相談内容等は、それぞれの課で記録する。総務課は、必要に応じ各課から報告を求めることができる。

5 関係機関との連携

住民からの相談等で十分な情報がないものについては、関係各課及び県、関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し、即時対応に努める。

第7節 消防計画

消防本部

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、町及び消防機関は、住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行う。

1 高野町消防本部の活動

消防長は、消防署を指揮し、また消防団を所轄の下において、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、次により効果的な消防活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

ア 地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を活用して、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

イ 地震によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、直近の回路を利用し、消火活動を行う。

ウ 地震によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸等の自然水利を活用する。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、消防長又は消防署長の所轄の下に（消防組織法第18条第3項）、消防隊として次の活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

地震により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難路確保のための消火活動等人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 地震災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、地震災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝達する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

3 住民、自主防災組織及び事業所の活動

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止するものとする。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努めるものとする。

(1) 住 民

ア 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等、火気の遮断を速やかに行うものとする。

また、漏電火災防止のため、避難時には電源ブレーカーを切るものとする。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

(2) 自主防災組織

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、地震災害発生時には次の活動を行うものとする。

ア 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止、電源ブレーカー遮断等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行うものとする。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報するものとする。

(3) 事業所

ア 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報するものとする。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行うものとする。

イ 地震災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講ずるものとする。

4 消防力

(1) 職員数・団員数

(令和7年4月1日現在)

消防本部 消防署	総 数	司令長	司 令	司令補	士 長	副士長	士	その他
	21	1	1	10	0	2	7	0
消防団	総 数	団 長	副団長	分団長	副分団長	部 長	副部長・班 長・団員	
	198	1	3	3	7	9	154	
	団本部	第1分団		第2分団		第3分団		
	4	100 (うち女性8) (うち機能別6)		38 (うち女性4) (うち機能別2)		56 (うち女性10) (うち機能別13)		

(2) 主力機械機器

(令和7年4月1日現在)

消防本部 消防署	タンク車	救助工作車	指令車	高規格救急車	軽積載車	小型救助車
	1	1	1	2	1	1
消防団	タンク車	ポンプ車	小型ポンプ付 積載車		その他の車両	
	2	4	14		3	

5 受援体制

緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制は、(資料編5-8)のとおり。応援を受ける場合、円滑に緊急消防援助隊の活動及び運用ができる体制の確保を図る。

1 応援要請要領

(1) 本町から知事への応援要請連絡

町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、本町消防力及び和歌山県内の消防応援では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、和歌山県知事(以下「知事」という。)に対して運用要綱別記様式1-2により応援要請を行うものとする。

ただし、知事と連絡を取ることができない場合は、長官に対して直接要請するものとし、事後、速やかにその旨を知事に対して報告するものとする。

(2) 応援要請時に必要な情報

町長は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告するものとする。

- ア 災害発生日時
- イ 災害発生場所
- ウ 災害の種別・状況
- エ 人的・物的被害の状況
- オ 必要応援部隊・任務
- カ その他必要事項

(3) 緊急消防援助隊の応援決定通知

町長は、知事から運用要綱別記様式2-3により長官の応援決定通知を受けた場合は、その旨を消防長に対して通知するものとする。

(4) 応援部隊が出動するまでに必要な情報

町長は、知事に対する第一報要請時に必要な情報を連絡後、引き続き次に掲げる内容を速やかに連絡しなければならない。

- ア 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- イ 緊急消防援助隊の進出拠点
- ウ 緊急消防援助隊の到達ルート
- エ その他必要な情報

2 連絡体制

(1) 応援要請時の関係機関への連絡は別表第1のとおりとする。ただし、別表第1以外の関係機関

への連絡は県受援計画別表第2を準用するものとする。

- (2) 連絡方法は、原則として有線（携帯）電話又は有線FAXによるものとするが、有線断絶時等の場合は、衛星電話、県内共通波、地域衛星ネットワーク等を活用するものとする。

3 受援体制

- (1) 指揮者は、知事が消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置した場合は、法第44条の2第5項の規定に基づく調整本部の本部員として、消防長が指名する職員を派遣し協議させるものとする。
- (2) 被害状況により調整本部に職員を派遣することができない場合には、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。
- (3) 本町に調整本部が設置される場合は、消防本部内及び消防団中央屯所2階会議室とする。

4 消防本部の対応

- (1) 消防長は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、和歌山県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。
- (2) 消防長は、高野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

第8節 災害救助法の適用計画

総務課

地震による災害時における被災者の救助及び保護は本計画によるものとする。この場合災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性からその一部については、知事からの委任により、町長が行うものとする。

1 適用基準

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものであり、高野町においては、同一災害による被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行うものとする。

- (1) 全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という。）が30世帯以上に達したとき。
- (2) 被害世帯数が(1)の世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯数が1,000世帯以上の場合で、本町の被害世帯が40世帯以上に達したとき。
- (3) 被害世帯数が(1)及び(2)に達しないが、被害が広範囲な地域にわたり、県内の被害世帯が5,000世帯に達したとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当したとき。
 - ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。
 - イ 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。
- (5) 住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1世帯とみなす。

2 救助法の適用と救助の程度（資料編14－3）

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別地域条件、その他の状況によって、知事が必要と認める範囲において実施する。

救助法による救助の種類

- (1) 避難所の設置
- (2) 応急仮設住宅の給与
- (3) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与

- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 障害物の除去

第9節 被災者生活再建支援法の適用計画

介護福祉課 総務課

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画によるものとする。支援金の支給事務については、被災者生活再建支援法に基づき、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人道府県センター）に全部委託、又は法人から町へ一部委託され、実施するものとする。

1 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

- (1) 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県内にあって、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した他市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害
- (5) (3)又は(4)に該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、(1)、(2)、(3)のいずれかの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害
- (6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合における市町村（人口10万人未満のものに限る）で、5世帯（人口5万人未満の市町村にあっては2世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

2 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

- (1) 住宅が全壊した世帯
- (2) 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

3 住宅の被害認定

町が実施することとなっている住家の被害認定については、平時における町の調査体制の整備を県はサポートする。大規模災害時には、発生後速やかに住家被害の調査や被災証明書の交付に係る事務の説明会を実施するとともに、町からの要請を受け、認定業務に係る次のことを支援することになっている。

- (1) 住家被害認定業務全体を支援し、県との連絡調整を行う「住家被害認定リーダー（県職員）」の派遣を要請する。

(2) 町や建築関係3団体と調整、事前登録された「住家被害認定士」の派遣を行う。

※ 災害時における住家の被害認定に関する包括協定書

4 支援金の支給額

(1) 支給額は、住宅の被害程度に応じて支給する「基礎支援金」及び住宅の再建方法に応じて支給する「加算支援金」の合計額

被災世帯 の区分	損害割合 (※)	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支給金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃貸	50万円
中規模半壊	30%台	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃貸	25万円

※ 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、り災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

※ 一旦住宅を貸借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）まで（単身世帯の場合は、各該当欄の3/4の額）。

(2) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の支給を受けようとする世帯の世帯主は、次の①～⑤の書類を町の担当窓口へ提出することが必要。

① 被災者生活再建支援金支給申請書

② り災証明書

世帯主（被災者）が居住する市町村が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認のうえ発行する書類（解体として申請する場合には、解体証明書等が必要）

③ 住民票

被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要

④ 預金通帳の写し

銀行・支店名（ゆうちょ銀行・記号）、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの

⑤ 住宅の建設・購入、補修を確認できる領収書・契約書等の写し

		全 壊	解体		大規模半壊
			半 壊 解 体	敷地被害 解 体	
基礎支援金	① 罹災証明書	○	○	○	○
	②	解体証明書		○	○
		滅失登記簿謄本		○	○
		敷地被害証明書類			○
	③ 住民票	○	○	○	○
④ 預金通帳の写し	○	○	○	○	
加算支援金	⑤ 契約書等の写し	○	○	○	○

※ 長期避難世帯の申請には、被災した居住地の町による証明書が必要。

(3) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成11年2月付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている、支援金は、当該基金への都道府県からの拠出金と、国からの補助金を原資としている。

支援金の流れは、各被災者からの申請を各市町村で受付、県を經由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金支給を行う。

※ 単身世帯の方が支給を受ける前（申請後の場合も含む。）に亡くなられた場合氏は、支給されない。（支援金申請の権利は相続対象とならない。）

5 支援金の申請期間

基礎支援金の場合・・・災害発生日から13月以内

加算支援金の場合・・・災害発生日から37月以内

6 その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括官（防災担当）通知等に基づき行うものとする。

第10節 避難計画

総務課

震災のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難情報及び避難所の開設並びに収容保護は、本計画によるものとする。

1 警戒レベルによる避難情報

地震発生により、建物の崩壊や火災、がけ崩れ、危険物・高圧ガスの災害等が発生する危険があると認められる場合に当該地域住民や観光客等に対して避難のための避難指示を発令する。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける。このため、町は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表するものとする。

(1) 警戒レベルの種類

避難情報は、地震の規模、地域、その他の状況に応じて、居住者等がとるべき行動の情報を伝達する。

避難情報	居住者等がとるべき行動	行動を促す情報	
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保 ・ 立退き避難することがかえって危険である場合、 緊急安全確保 (災害発生・切迫の状況で、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報でない) ※ 立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に「緊急安全確保」が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令される情報 (必ず発令されるとはかぎらない)	高野町が発令
////////// < 警戒レベル4までに必ず避難 > //////////			
【警戒レベル4】 避難指示	危険な場所から 全員避難 ・ 危険な場所から 全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) ・ 命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、 近隣の安全な場所への避難 や建物内のより安全な部屋での 屋内安全 を確保	災害のおそれが高い ※ 災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	
【警戒レベル3】 高齢者等避難	危険な場所から 高齢者等は避難 ・ 危険な場所から 高齢者等は避難 (立退き避難又は屋内安全確保) ・ 高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出や普段の行動を見合わせ、避難の準備をするなど自主的に避難するタイミング ・ 地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は避難	災害のおそれあり ※ 災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) ※ 政府から避難等の警戒が呼びかけられる。	

<p>【警戒レベル2】</p>	<p>自らの避難行動を確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認 	<p>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>※政府から避難等の注意が呼びかけられる。</p> <p>居住者等はテレビ・ラジオ等で情報を把握</p>	<p>気象庁が発表</p>
-----------------	--	---	---------------

避難準備情報：災害対策基本法第56条
 避難勧告：災害対策基本法第60条
 避難指示：災害対策基本法第60条

(2) 避難情報の内容

避難情報の発令は、可能な限り次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。（資料編7-7）

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(3) 避難情報の伝達方法

- ア 避難指示を発令した場合、直ちに該当地域の住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、自主防災組織（町内会）の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織（町内会）が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。
- ウ 避難指示の発令・周知に当たっては、防災行政無線（同報系）の放送において、町長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ 防災行政無線（同報系）等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。

2 避難の方法

震災の状況により異なるが、避難が必要になった住民は、可能な限り自主防災組織（町内会）の単位ごとに集団で、町職員又は警察官の誘導のもと避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 自主避難

住民等は、地震発生時には身の安全を確保し落ち着いて行動する。揺れがおさまれば建物の被害を確認し出火防止措置を行った後、自宅周辺の安全な場所等に自主的に一時避難する。その際、周辺の家屋に声をかけ助け合って避難する。建物等の倒壊があれば、被災状況を直ちに消防署や防災関係機関に通報する。

(2) 避難誘導

- ア 避難誘導は、町職員、消防団、自主防災組織（町内会）が担当する。その際、避難行動要支援者を優先的に行う。
- イ 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な避難行動要支援者等に対しては、担架又は車両等により行う。
- ウ 町長が発令する避難指示に従わず要避難地にとどまる者に対し、町職員、警察官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示に従うようできる限り説得に努める。

(3) 広域災害による大規模避難移送

- ア 被災地が広域で、町単独では措置できないような場合は、町長は県に対し、避難者の移送を要請する。
- イ 要請を受けた県は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施するものとする。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

3 避難路の確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、職員の派遣及び警察官・自主防災組織（町内会）の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路を確保し、避難の円滑化を図る。

4 避難所の設置及び運営

(1) 避難所の開設（資料編7－3）

避難所の開設及び収容並びに罹災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき、町対策本部長が実施する。同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、町独自の応急対策として町対策本部長が開設し実施する。

ア 避難が必要になった場合、次のとおり避難所を確保して開設し、設置場所等を速やかに住民に周知する。

① 既存建物の利用

避難所は原則として、既存建物又は屋外広場を利用する。なお、震災が冬期間に発生する場合を想定し、避難所で使用する暖房施設・機器を確保しておく。また、高野町が設置する避難所だけでは対応できない場合に備え、あらかじめ県有建物及び土地の中から避難所を選定する。

② 福祉避難所の指定

高齢者をはじめとした避難行動要支援者にとって、避難所生活は肉体的、精神的な負担が大きい。避難行動要支援者に配慮した福祉避難所として、社会福祉法人聖愛会特別養護老人ホーム「南山苑」、高野町社会福祉協議会「富貴高齢者生活福祉センター」、「高野町保健福祉センター」、「富貴児童館」を指定する。

③ 野外仮設の利用

被害が多数のため、既存建物に収容能力を欠き、又は避難期間が相当日時を要する場合には、仮設住宅、テント等の利用を併せて行う。

イ 住民の自主避難にも配慮し、避難所の早期開設を検討する。

(2) 避難所の運営

ア 町は、避難所の運営について管理責任者の権限を明確化するものとする。又避難所には運営を行うために必要な町職員を配置する。

必要により、避難所の安全確保と秩序の維持のため、警察官の配置を要請する。

イ 町は、自主防災組織（町内会）及び避難所施設の管理者の協力を得て、避難所を開設・運営する。町職員が避難所に配置できない場合には、自主防災組織（町内会）を中心に避難所開設・運営マニュアルに従って自主的に運営を開始する。避難所の管理責任者や運営組織の役員には男女双方を配置するよう配慮等に努めるものとする。

ウ 避難生活の運営に当たっては、避難行動要支援者への支援や、避難者に対するプライバシーの配慮等に努めるものとする。

エ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮するものとする。

また、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。必要により外国語の通訳や手話通訳士を設置する。

オ 自主防災組織（町内会）及びボランティアは、避難所の運営に関して町に協力するとともに、役割分担を確立し、避難者自らが相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送ることができるように努める。

カ 町は、避難行動要支援者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミッククラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和等について配慮する。

ク 町は、関係機関の協力を得て、避難所において、帰宅困難者に対する交通情報の提供を行う。

ケ 町は、感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。

コ 町は、平時から防災・福祉担当及び保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努めるものとする。

(3) 避難所の設置報告及び収容状況報告

ア 町は、避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設状況を県（総合統制室）に報告しなければならない。報告事項はおおむね次のとおりである。

- ① 避難所開設の日時及び場所
- ② 箇所数及び収容人員（避難所別）
- ③ 開設期間

対策本部は、避難所開設状況を公表するものとする。

なお、各避難所には、維持、管理のため、それぞれ責任者（原則として町職員）を定めておく。

イ 各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、次の関係書類を整理保存しなければならない。

- ① 避難者名簿
- ② 救助実施記録日計票
- ③ 避難所用物品費受払簿

- ④ 避難所設置及び避難生活状況
- ⑤ 避難所設置に要した支払証拠書類
- ⑥ 避難所設置に要した物品受払証拠書類

(4) 収容期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし災害が落ち着くにしがいい収容人員が次第に減少するときは、町長は避難所を逐次整備縮小し、その都度その旨を知事に連絡しなければならない。

なお、大震災の場合等で、どうしても期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合には町長は伊都振興局を經由して事前に知事に開設期間の延長を要請し、知事が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、期間を定めることができる。

(5) 避難所設置費のための費用

ア 避難所設置費

国庫補助対象となる経費はおおむね次のとおり。

区 分	例 示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇上げた労務費の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となる暖房器具、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格からリースを原則とする
消耗機材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費
建物器物等使用謝金 借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した建物等の使用謝金、借上費及び購入費
光熱水費	採暖及び湯茶を沸かすための経費（ガス、電気、灯油等）
仮設の炊事場、便所 及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、便所及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のために必要とする経費、その他臨時電灯設置費等を支出することも差し支えない
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗用クレゾール、石鹼等）
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用

イ 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、町対策本部において確保すること。ただし、確保することができないときは、県に物資確保について要請するものとする。

(6) 避難所運営訓練

災害時は、限られた人員で対応しなくてはならない。発災直後には、被害状況の把握が優先されるために、避難所すべてに町職員が配置されるのには時間がかかる。状況によっては、自主防災組織（町内会）を中心に、地域で自主的に避難所の運営をしなくてはならない。しかし、いきなり自主的な運営といっても戸惑うことが多い。そこで、定期的に、避難所運営の訓練を実施して、町民に避難所生活を疑似体験してもらい、マニュアルの内容について知る機会を持つようにする。同時に、訓練を通してマニュアルの不備な点を見直して、その都度マニュアルの修正を行っていく。

第11節 食糧供給計画

総務課 介護福祉課 住民健康課

震災時におけるり災者等に対する応急用食糧等の調達・供給は、県、農林水産省生産局（以下「生産局」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、町及び防災関係機関は、平常時における家庭及び企業での3日分以上の食糧の備蓄についての推進を図るものとする。

1 食糧等の調達

(1) 自力での調達

まず、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、商工会、農協及び町内関係業者の協力を得て調達する。

(2) 応援要請

地震により、備蓄倉庫が被災し食糧が供給できない場合及び町のみでの対応では食糧が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

ア 災害時の相互応援に関する協定に基づく要請

イ 伊都振興局長経由での県に対する要請

2 供給品目及び基準量等

通常の流通経路を通じないで供給する場合の応急用米穀は精米とし、一人当たりの給食並びに供給基準は、1食当たり精米200gとする。ただし、消費の実情に応じては、乾パン及び乾燥米飯の供給を行う（乾パンの1食分は100g、乾燥米飯の1食分は100g以上とする。）。

（資料編8-2「大規模災害時における救援物資の取扱マニュアル」）

3 炊き出しの実施

町長は、炊き出し等を実施する場合には、その責任者を指定するとともに、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

(1) 炊き出し予定場所

ア 避難所に収容された者に対しては、原則として避難所とする。

イ その他の場合にあつては、被災者の利便及び輸送等の条件を考慮して決定する。

(2) 炊き出し協力団体

炊き出しの実施に当たっては、自治会、赤十字奉仕団、ボランティア団体等の協力を得て行う。

(3) 帳簿の保管整理

炊き出しを実施する場合には、町長は、その責任者を指定するとともに各現場にそれぞれ実施責任者を定め、炊き出しに必要な次の帳簿を整理し、保管しなければならない。

ア 救助実施記録日計票

イ 炊き出し給与状況

ウ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿

エ 炊き出しその他による食品給与のための食糧購入代金等支払証拠書類

オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類

4 救助法による救助基準

(1) 炊き出し及び食品給与対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪者等

(2) 実施期間

災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が縁故先等へ避難する場合は、この期間内に3日以内を現物により支給することができる。

5 食糧の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達した食糧は、あらかじめ定められた場所に集積し、自主防災組織及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、特に高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要配慮者に配慮する。

第12節 給水計画

生活環境課

地震災害のため飲料水が確保できない、又は汚染により飲用に適する水を得ることができない者に対する飲料水の供給体制の確保を図る。飲料水供給の実施は、主に町が行うものであり、給水計画を立て、1人1日最低必要量3ℓの水の確保に努める。実施できないときは、相互応援協定に基づき、日本水道協会和歌山県支部及び関西地方支部と連携のうえ、速やかに応援要請し、体制の確保を図る。

1 供給方法

飲料水等は、おおむね次の方法により供給する。

(1) 給水車又は容器等による運搬供給

浄水場や被災地に近い水道から取水し、被災地域内の給水基地等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。この場合特に病院、避難所等緊急度の高い所を優先とする。

(2) ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し飲料水を確保する。

(3) 家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸や取り水について、水質検査の結果、飲用水として適当と認めた場合には、その付近のり災者のための飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、消毒等により生活用水として確保する。

2 事務手続

(1) 町長は、飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに、橋本保健所経由のうえ、県（生活衛生課）へ報告する。

(2) 飲料水の供給ができないときの隣接市町等への応援又は協力の要請手続は(1)と同様とする。

なお、要請等に当たっては、次の事項を示すものとする。

ア 給水地

イ 必要水量（何人分、何m³）

ウ 給水方法

エ 給水期間

オ 水道又は井戸の名称

カ その他

3 救助法による基準

(1) 飲料水の供給期間

災害発生の日から7日以内

(2) 飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

ア 水の購入費

イ 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費

ウ 浄水用の薬品費及び資材費

4 水道施設の応急復旧

被災した水道施設の応急復旧については、本編第24節「公共的施設災害応急対策計画」に定めるところによる。

第13節 物資供給計画

総務課 介護福祉課

救助法によるり災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与は、本計画によるものとする。

1 生活必需品の調達

(1) 自力での調達

まず、町の備蓄物資を放出するが、不足する場合は、町内関係業者の協力を得て調達する。

(2) 応援要請

地震により、備蓄倉庫が被災し物資が供給できない場合及び町のみでの対応では物資が不足する場合には、次の方法により、支援を要請する。その際、必要な種類及び数量を明示して行う。

- ア 災害時の相互応援に関する協定に基づく要請
- イ 伊都振興局長経由での県に対する要請

2 生活必需品の供給

(1) 対象者

震災によって、被服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

(2) 支給費目

被害の実情に応じ次の品目の範囲内において、現物をもって行う。

- ア 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
- イ 外衣（洋服、作業衣、子供服等）
- ウ 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
- エ 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
- オ 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
- カ 食器（茶碗、皿、箸等）
- キ 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等）
- ク 光熱材料（マッチ、プロパンガス等）
- ケ 衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- コ 簡易トイレ（箱型便座、便袋等）

(3) 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内とする。

3 物資の保管、仕分け及び配給

- (1) 調達物資・救援物資は、あらかじめ定められた場所に集積し、関係区及び日赤奉仕団等の協力を得て仕分けする。
- (2) 被災者のニーズを把握し、それぞれの避難所等に配給する。その際、女性向けの物資の配布は、女性が担当する等配慮する。また、高齢者、障害者、乳幼児等の避難行動要支援者への配慮も必要。
- (3) 大規模災害時における救援物資の取り扱いマニュアルは別に定める。

第14節 住宅・宅地対策計画

建設課

地震災害により住家に被害を受けた者で、自己の資力では住宅を得ることのできない者に対する応急仮設住宅の建設及び応急修理の実施並びに既存公営住宅等の活用等により、被災住民の住居の確保を図るものとする。

1 実施者

町は、応急住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の樹立と実施を行うものとするが、町において実施が困難な場合は県に要請することができる。救助法が適用されない場合、応急仮設住宅の建設は町が実施する。

2 救助法による応急仮設住宅の建設の基準

建築基準法第85条の建築の緩和の告示後、実施するものとする。

(1) 規模並びに費用の限度（資料編14-3）

(2) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

(3) 入居基準

ア 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

イ 居住する住家がない者であること。

ウ 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

3 救助法による住家の応急修理の基準

(1) 規模並びに費用の限度

ア 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

イ 費用の限度（資料編14-3）

(2) 応急修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了すること。

(3) 対象者

居住者が自己の資力をもって応急修理ができない者

(4) アスベスト飛散防止対策

被災建築物の応急危険度判定における判定結果と照合して応急的なアスベストの飛散防止対策に努める。

4 資材の確保

資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、業者において確保できないときは町があっせん調達を行い、又は資材を支給する。

5 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、町長が知事から委託を受けて管理する。

(1) 家賃及び維持管理

- ア 家賃は無料とする。
- イ 維持修理は、入居者において負担する。
- ウ 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

(2) 応急仮設住宅台帳の作成

町長は入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写を提出する。

(3) 供与期間

完成の日から2年以内とする。

6 公営住宅の活用等

必要に応じ、被災者の住宅確保住宅復興支援策として、公営住宅法に基づく災害公営住宅の建設等や既設公営住宅の空き家の活用を図る。

また、震災の規模に応じて県内外の公的住宅の管理者に対し、被災者の一時入居住宅として受入れを要請する。

7 被災者に対する住宅建設資金等の融資

災害の被災者に対する被災住宅の復興に必要な資金として、住宅金融支援機構が指定した災害については、災害復興住宅融資制度を積極的に活用して、早急に被災地の民生安定を図る。

8 危険宅地、建築物の応急危険度判定の実施

被災建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県へ判定士の派遣を依頼し、危険宅地応急危険度判定、建築物応急危険度判定を実施する。

9 住居に関する被災者への情報提供

応急仮設住宅の入居手続き、被災住宅の応急修理に係る技術指導、提供可能な公営住宅情報等の被災者への周知を図るため、相談窓口を設置するとともに、広報活動を実施する。

10 その他

整備しなければならない書類等は、次のとおりである。

ア 応急仮設住宅

- ① 救助実施記録日計票
- ② 応急仮設住宅台帳
- ③ 応急仮設住宅用敷地賃借契約書
- ④ 応急仮設住宅使用賃借契約書
- ⑤ 応急仮設住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
- ⑥ 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ 応援修理

- ① 救助実施記録日計票
- ② 住宅応急修理記録簿
- ③ 工事契約書、仕様書等
- ④ 応急修理支払証拠書類

第15節 医療助産計画

住民健康課 高野山総合診療所

震災のため町における医療の機能がなくなり、又は著しく不足し、若しくは医療機関が混乱した場合における医療及び助産の実施については、県、日本赤十字社、伊都医師会等の協力を得て行う。

1 医療

(1) 対象者

医療を受ける者とは、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、震災のために医療のみちを失った者又は応急的に医療を施す必要がある者をいう。

(2) 医療の範囲及び方法

ア 医療の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術、その他の治療及び施術
- (エ) 病院又は診療所への収容
- (オ) 看護

イ 医療の方法

(ア) 医療班の編成

伊都医師会、看護師協会の協力を得て、医療班（医師1名、看護師2名、事務員1名、薬剤師1名、運転手1名の、1班当たり6名程度）を編成する。

(イ) 活動内容

医療班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。

- a 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- b 傷病者の応急手当
- c 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- d 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- e 遺体の検案
- f 医療救護活動の記録及び町への収容状況等の報告

(ウ) 災害拠点病院への搬送

多発外傷、座滅症候群、広範囲熱傷等、医療班の活動では対処できないような重篤救急患者の救命医療については、県が指定する災害拠点病院で行う。

町は、これらの患者を搬送するため、必要な体制を確立する。（本編第28節「輸送計画」及び第30節「県防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター活用計画」による。）

(3) 医療のための費用の限度と期間

ア 費用の限度

医療班による場合は、使用した医薬品又は衛生材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費とし、急迫した事情があり、医療班によらず一般の病院、診療所において治療を受けたときは、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

イ 期間

災害発生の日から14日以内とする。

2 助産

(1) 対象者

震災のため助産のみちを失った者で、災害発生の日以前又は以降7日以内に分べんした者に対して行う。

(2) 助産の範囲並びに方法

ア 範囲

(ア) 分べんの介助

(イ) 分べん前、分べん後の処置

(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

イ 方法

医療班及び助産師によるほか、助産施設又は一般の医療機関で行っても差し支えない。

(3) 助産のための費用の限度と期間

ア 費用の限度

(ア) 医療班、助産施設その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費（医療班を除く。）等の実費とする。

(イ) 助産師による場合は、慣行料金の8割以内の額とする。

イ 期間

災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者に対して、分べんした日から7日以内の期間とする。

3 医薬品等の調達

(1) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合は、関係業者から調達する。

(2) 町内において医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合は、知事又は隣接市町長に対し、調達あっせんを要請する。

4 県への協力要請

町の医療班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと町長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

第16節 り災者救出計画

総務課 消防本部

震災のため、現に生命身体が危険な状態にある者、生死不明の状態にある者の捜索又は救出保護は、本計画によるものとする。

1 実施者

り災者の救出は、町長が消防機関、県警察、自衛隊、消防団（水防団）、奉仕団等の協力により、必要な器具を借り上げて実施する。

2 対象者

- (1) り災者の救助は、震災のため現に救出を要する状態に置かれている者で、おおむね次のような状態にある者
- ア 火災の際に火中に取り残された場合
 - イ 震災の際、倒壊家屋の下敷になった場合
 - ウ 流失家屋とともに流されたり孤立した地点に取り残された場合、又は山津波により生き埋めになった場合
- (2) 震災のため生死不明の状態にある者で、社会通念上生死の未だ判明しない者、行方不明であるが死亡の明らかでない者

3 災害救助の基準等

救助法によるり災者救出の実施基準その他は次のとおりとする。

(1) 費用の範囲

おおむね次の範囲とする。

- ア 借上費
救出のための必要な機械器具の借上費
- イ 購入費
救出のため必要とした機械器具の購入費
- ウ 修繕費
救出のため必要とした機械器具の修繕費
- エ 燃料費
機械器具の使用に必要な燃料費

(2) 救助の期間

災害発生の日から3日以内とする。

第17節 住居等の障害物除去計画

建設課 生活環境課

地震による家屋、建築物、各種構造物の倒壊や破損に伴って、また地震火災後の粗大廃材など住民の手におえない大量の障害物の除去については、本計画によるものとする。

1 実施者

被災地の障害物の除去の計画樹立及び実施は、町長が行う。

2 救助法による障害物の除去の基準

(1) 対象者

ア 自己の資力では障害物の除去ができない者

イ 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所、また、玄関等に障害物が運び込まれているため一時的に居住できない状態にある者

(2) 除去の期間

災害発生の日から10日以内とする。

(3) 費用の限度

災害救助法による救助の程度・方法及び機関（資料編14－3）

3 臨時集積所の確保

大規模地震災害により、処理能力を超えた廃棄物が発生した場合、一時的に保管するための集積用地を確保する。

4 病院等の優先的処理

障害物の除去処理は、医療施設、社会福祉施設、避難所等を優先的に実施する。

5 被災建築物からのアスベスト飛散防止対策

被災建築物の解体工事については、平常時と同じく解体事業者に対し、労働基準監督署及び保健所と連携して大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規制で規定される飛散防止措置を講じる。

第18節 災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

介護福祉課 企画公室

震災により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、併せて生活の安定化を促進するものとする。

1 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け

町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付けを行う。

2 生活福祉資金の貸付け

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、県社会福祉協議会は、被災した低所得世帯に対し、自主更正を目的に必要な資金を貸付けるものとする。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

第19節 遺体搜索処理計画

総務課 介護福祉課 住民健康課

震災の混乱期に死亡し埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬及び震災により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の搜索並びに震災の際に死亡した者の遺体処理については、本計画による。

1 埋 葬

町は、震災の際死亡した者で、震災のため社会が一時混乱している場合であって遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、実施する。

なお、町は、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとし、必要に応じ、近隣市町村の協力を得て、広域的な火葬等の実施に努める。

(1) 埋葬の方法

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供

(2) 埋葬の費用

災害救助法による救助の程度・方法及び機関（資料編14-3）

(3) 埋葬期間

災害発生の日から10日以内とする。

(4) 整備書類

以下の書類を保存、整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

2 遺体の搜索

(1) 対象者

震災により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者

(2) 搜索の方法

搜索は、町職員及び消防団を中心とし、警察署及び地域住民の協力を得て行うとともに、搜索に必要な機械器具等を借り上げて実施する。

(3) 費 用

次の費用の当該地域における通常の実費とする。

- ア 借上費（舟艇その他搜索のための機械器具借上費）
- イ 購入費（同上購入費）
- ウ 修繕費（同上修繕費）
- エ 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

(4) 搜索期日

災害発生の日から10日以内とする。

3 遺体の処理

震災の際死亡した者について、社会混乱のため遺体の処理（埋葬を除く）を行うことができない場合において、町長が遺族等に代って処理を行うものである。

(1) 遺体処理の内容

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案

(2) 遺体処理の方法

現場給付で行うものとする。

(3) 遺体処理の費用

災害救助法による救助の程度・方法及び機関（資料編14-3）

(4) 処理期間

災害発生の日から10日以内とする。

(5) 遺体安置所

遺体安置所は、高野山森林公園屋内多目的広場に設置する。

(6) 整備書類

以下の書類を保存、整備する。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 遺体処理台帳
- ウ 遺体処理関係支出関係証拠書類

第20節 災害義援金品配分計画

企画公室 介護福祉課 税務会計課

り災者、り災施設、その他に対する義援金品の配分は、本計画による。

1 災害義援金品の引継を受ける機関

災害義援金品の引継ぎは、町長が受ける。

2 義援品の配分

引継ぎを受けた義援品は、次の方法によって配分する。

(1) 配分の基準

配分の基準は特に定めず、その時の実情を十分考慮して、それぞれの目的に沿い、効率的な配分を行う。

(2) 配分の方法

県等から配分を受け、又は高野町において受付けた義援品は、特別施設等に配分するものは施設別に、一般被災者に配分するものについては、民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即して配分する。

(3) 配分の時期

配分は、できる限り受付け又は引継ぎを受けた都度行うことを原則とし、義援品が少量時の配分は、一定量に達したときに行う等、配分時期に十分留意して行う。ただし、腐敗変質のおそれのある物質については、速やかに適宜の処置をするよう配慮する。

(4) 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

3 義援金の募集・配分

義援金は、次の方法によって募集配分する。

(1) 義援金の募集

義援金の募集は、町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等により募集する。

募集期間は1か月で、災害の規模により延長することができる。

(2) 義援金の管理・配分

義援金の管理・配分は町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、報道機関等の募集機関、被災地関係者、学識経験者等による配分委員会を組織して、協議のうえ実施するものとする。

配分委員会事務局は県に置き、義援金の管理、配分の事務を行う。

(3) 金銭の管理

ア 各機関が募集した義援金は配分委員会に、速やかに管理換する。

イ 配分委員会が組織されるまで現金の領収保管は、町においては会計課が担当する。

ウ 現金は、銀行貯金等確実な方法で保管管理するとともに、現金出納帳を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

エ 貯金に伴う利子収入は、義援金に含めて扱う。

4 費用

義援品の配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担する。また、義援金の募集・配分等に要する経費は、できるだけそれぞれの実施機関において負担するものとする。ただし、募集・配分の規模により、配分委員会にて協議することができるものとする。

第21節 保健衛生計画

住民健康課 生活環境課

1 防疫計画

震災発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期するものとする。

(1) 実施主体

震災時の防疫は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「法」という）に基づき、町は、県の指示に従って、必要な措置をとる。

(2) 災害防疫の対策

当該災害に即応した対策を推進するとともに態勢の確立を図り、適切な措置を講ずる。
また、災害の規模に応じた防疫組織を設け対策の推進を図る。

ア 防疫班の編成

町は、防疫実施のため防疫班を編成する。防疫班は、おおむね衛生技術者1名（班長）、事務吏員1名、作業員数名をもって編成する。

イ 広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、町内会を通じ、広報活動の強化に努めるとともに、地区住民の社会不安の防止に留意する。

ウ 消毒の実施

町は、法第27条第2項の規定による知事の指示に基づき、法施行規則第14条に定めるところによって実施する。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、法第28条第2項の規定により知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

オ 生活の用に供される水の供給

町は、法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水の供給をするものとする。実施に当たっては、本編第12節「給水計画」に定める方法によって行う。

カ 患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当なものについては、橋本保健所長が法第19条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

感染症指定医療機関が被災した場合、又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、橋本保健所長はその他の医療機関に入院の手続きをとる。

キ 集団避難所

町は、感染症により避難所を開設（本編第10節「避難計画」参照）したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

ク 報告

町は、県警察、消防等諸機関、地区の衛生組織、その他関係団体の緊密な協力のもとに、次の事項について所定の様式（災害防疫事務要領）により、橋本保健所を経由して、知事に報告（電話、書類）する。

- (ア) 被害の状況
- (イ) 防疫活動状況
- (ウ) 災害防疫所要見込額
- (エ) その他

2 清掃計画

震災の発生により、ごみ、汚泥、し尿等が宅地、道路、広場等に堆積し、生活環境が汚染されるので、これらを早急に処理するための災害時における清掃作業を実施する。

(1) 清掃の方法

- ア 災害救助法の適用を受けない比較的規模の小さい震災が発生した場合は、現有の人員、器材によってこれを行う。
- イ 災害救助法の適用を受けたかなり規模の大きい震災が発生した場合も、可能な限り現有の人員、器材によって行うことを原則とするが、必要に応じて器材等の借上げによって迅速な処置を行う。
- ウ 特に甚大な被害を受けて、収集、運搬、処分に支障が生じる場合は、近隣市町、広域組合、県及び関係団体の応援を求めて、緊急事態の收拾処理に当たる。
- エ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が締結している「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。
- オ 自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、本編第29節「自衛隊派遣要請等の計画」に基づき要求する。

(2) し尿処理

- ア 避難所のトイレの使用不能等により、仮設トイレを設置する場合は、リース業者等の協力を得て設備を確保するとともに、立地条件を考慮し、地下に洩れないように設置する。
- イ くみ取りし尿が大量のため応急的に貯溜槽を設置する場合は、環境衛生上支障のない場所とし、洩流により地下水又は河川を汚染しないよう注意する。
- ウ 大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会が締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じて協力を要請する。

(3) ごみ処理

ア 仮置場の設置

- ① 短期間でのごみの焼却処分、最終処分が困難なときは、地域ごとにごみの仮置場を確保する。
- ② 仮置場の管理に当たっては、衛生上の配慮をする。

イ 収集・処分

- ① 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布する。また、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理する。
- ② 清掃車を確保して処理場に運び、処理する。交通障害等により、清掃車の昼間の通行が困難な場合には、夜間収集も検討する。
- ③ 避難所を開設したときは、臨時の収集体制を組み、収集・処理に当たる。避難所には多数の人がいるため、衛生の確保を考慮し、優先的に収集・処理を行う。

④ 可能な限り、リサイクルに努める。

ウ 住民への広報

町によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、住民に対し、次の対応をとるよう広報を行う。

① 町が定める仮置場及び収集日時にしたがってごみを搬出する。

② 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

(4) 事務処理

ア 町は、震災により清掃対策を実施したときは、直ちに保健所経由のうえ、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ 町は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設）に被害があった場合は、「災害関係業務事務処理マニュアル」（平成26年6月（環境省廃棄物対策課））に示された様式により、その被害状況、被害写真及び復旧計画（第1報は、概況を電話・FAXで）を添え、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

3 食品衛生計画

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所、その他炊き出し施設）の実態を把握し、橋本保健所等の指導・協力を得て、適切な処置を講ずることにより、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

(1) 臨時給食施設

関係機関と密接な連携をとって施設の実態を把握し、次の事項について、現地指導の徹底により、事故の発生を防止する。

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器器具の消毒

ウ 給食従事者の健康

エ 原材料、食品の検査

オ 断水による飲料水の供給については、特に衛生的に取り扱うようにする。

(2) 営業施設

営業施設の監視を強化するとともに、保存又は製造されている食品の検査を実施して、不良食品の供給を排除する。

指導の徹底事項は、臨時給食施設と同様であるが、特に従業員の健康について指導すること。また、汚染された食品及び停電により腐敗、変敗した食品が供給されることのないようにすること。

(3) 住民の食品衛生に対する啓発指導

被災地域の一般家庭に対し、次の啓発活動を行う。

ア 手洗い消毒の励行

イ 食器類の消毒使用

ウ 食品の衛生保持

エ 台所、冷蔵庫の清潔保持

4 保健師活動計画

震災発生時における被災地の保健師活動は、本計画により迅速に実施し、被災地住民の健康保持を図るとともに、疾病予防活動及び心の相談指導等精神保健活動に努める。

(1) 実施主体

住民健康課を中心に行うものとし、被害の規模等により県に保健師の派遣等を要請し、計画方針の円滑な実施に努める。

(2) 業務内容

ア 町の業務

- ① 被災地住民の健康状況の把握を行う。
- ② 保健師の勤務状況の把握を行う。
- ③ 必要に応じ、保健所に対し、保健師の派遣依頼又は派遣要請を行う。

イ 保健班の業務

① 保健班の編成

被災地における保健班の活動は、保健師数名をもって編成し、実施する。

② 被災地における活動内容

- a 被災住民の実態把握
- b 情報収集及び情報提供
- c 巡回による被災者の健康管理及びメンタルケア
- d 保健衛生指導の実施
- e 要配慮者の安否確認
- f 関係機関との連絡調整

5 精神保健福祉対策計画

医療機関及び保健所の指導・協力を得て、震災直後の精神科医療の確保と、震災がメンタルヘルスに与える影響に長期的に対応する体制を確立する。また、被害状況、救援の必要性や内容等の情報の速やかな収集と的確な判断を行い、精神保健福祉活動の規模と内容を状況に応じて常に適正なものに保つものとする。

(1) 精神障害者の生活再建支援

被災精神障害者は、住宅問題等生活上の解決すべき問題に加えて、避難生活等による人間関係の変化により、過大のストレスが加わり、不安定になりやすい。これまで関わっていた精神保健福祉相談員等が早期に関わり、本人の悩みを聴き、問題処理に当たって優先順位をつける等、相談の支援を実施する。

ア デイケア、小規模作業所等に通所していた場合は、交通事情等に配慮の上、できるだけ早期に通所者同士が震災のこと、仲間のこと等語れる場を提供する。

イ 医療費助成、り災証明、仮設住宅や義援金の申込等諸手続き方法等についての情報提供や、具体的支援を実施する。

(2) 高齢者への対応

身体的にも不安を抱える高齢者は、震災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強める等影響が大きいことから、高齢者対策は重要である。特に、仮設住宅や被災地外への移住等の環境の変化には注意を払い、「孤独死」等の防止にも努める。

高齢者が安心できる支援システムの整備が、こころのケアにつながる。

ア 高齢者に対する相談、訪問活動、安否確認等を地域ごとに実施し、精神保健面からのアプローチが必要なケースについて、継続的にフォローする。

イ 近隣の声掛け、助け合いのあるコミュニティの再形成を図るため、ボランティアや関係者が相互に連携して、語らいの場づくり等を行う。

(3) アルコール関連問題への対応

ア 震災後には、大きなストレスのために過剰に飲酒するおそれがあるため、アルコール飲料販売の自粛指導、支援物資に含まれるアルコール飲料の適正な処理、アルコールについての正しい知識の普及等、早期対策に努める。

イ アルコール関連問題に関する相談窓口の設置や、巡回相談による専門家による早期介入等に努める。

(4) 小児への対応

小児は、精神機能（自我機能）が未発達のため、影響を強く受けやすく、種々の症状を引き起こし、時には長期的に問題を持つこともある。学校を中心に、児童相談所や教育委員会等の相談機関、家庭、医療機関と相互に連携をとりながら、相談を実施する。

(5) 家族等を亡くした人達への支援

震災による身近な人との突然の死別は、残された者にとっては、はかり知れない悲しみ、混乱、絶望感等を与える。現実を受け入れ立ち直っていけるよう、心身の健康管理の観点から災害直後からの細かい配慮と、保健医療スタッフによる長期的、継続的支援を実施する。

6 動物救護活動支援計画

震災時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかる問題も予想されるため、町は、被災者支援の一環として県の設置する「災害時動物救援本部」の動物の収容活動及び救助活動等を支援する。

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められるため、町は、県、県獣医師会等関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における動物の適正な飼育

町は、県と協力し、飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正な指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の確保等

イ 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡の調整

第22節 公共土木施設等応急対策計画

建設課 生活環境課

震災の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被災箇所の本復旧工事を行う前に、必要に応じ落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、仮道、仮橋、仮締切など応急工事を実施する。

1 河川災害

被災箇所の背後地に甚大な被害を与えるため、緊急に施工しなければならない仮締切工事又は破壊箇所が次期出水により被災が予想される箇所について、決壊防止工事を行う。

2 砂防・地すべり等土砂災害

二次災害の危険性の高い被災箇所について、緊急に土砂災害対策工事を実施する。また、人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、仮設防護柵等を設置する。

3 道路、橋梁災害

被災した道路、橋梁で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては仮道、仮橋等を設ける。

4 下水道等災害

施設の被害を最小限抑え、被害状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。また、必要に応じて下水道事業災害時近畿ブロック支援体制による支援要請を行う。

5 山地災害

人家等に対する直接的な影響が懸念される場合は、速やかに応急復旧工事に着手する。

第23節 危険物等災害応急対策計画

消防本部

1 危険物施設災害応急対策計画

危険物施設等は、地震災害時における火災、爆発、漏えい等の危険が予測されるので、危険物関係法令に基づく予防規定、自衛消防組織等を実効あるものとするとともに、火災、爆発、流出等を防止し、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図る。

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、町、高野町消防本部等と連携して、地震災害時における応急措置を次により実施するものとする。

ア 災害が発生するおそれのある場合の措置

- (ア) 情報及び警報等を確実に把握する。
- (イ) 施設内の警戒を厳重にするとともに、保安要員を各部署に配備する。
- (ウ) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講ずる。
- (エ) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講ずる。

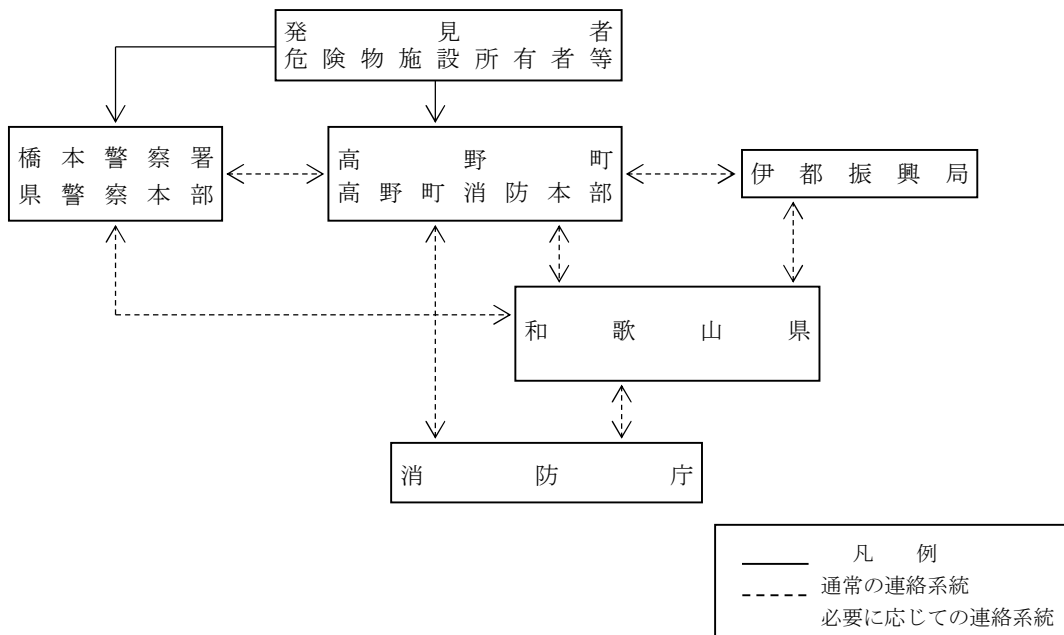
イ 災害が発生した場合の措置

- (ア) 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。
- (イ) 消防設備を使用し災害の防除に努める。
- (ウ) 危険物施設等における詰め替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講ずる。
- (エ) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により、避難等の措置を講ずる。

(2) 町・高野町消防本部

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

(3) 通報連絡体制



2 火薬類、高圧ガス災害応急対策計画

火薬類、高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため速やかに次の応急措置を講ずる。

(1) 火薬類

ア 貯蔵中の火薬類に引火爆発のおそれがある場合、速やかに火薬類を安全な場所に移し、見張り人を付けて関係者以外の者を近づかないようにする。

イ 災害が発生するおそれのある区域はすべて立入禁止とし、危険区域内の町民が避難させるための措置を行う。

ウ 災害が発生した場合、高野町消防本部、橋本警察署、その他関係機関に通報するとともに、次の措置を講ずる。

- (ア) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (イ) 被災者の救出、救護
- (ウ) 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

(2) 高圧ガス

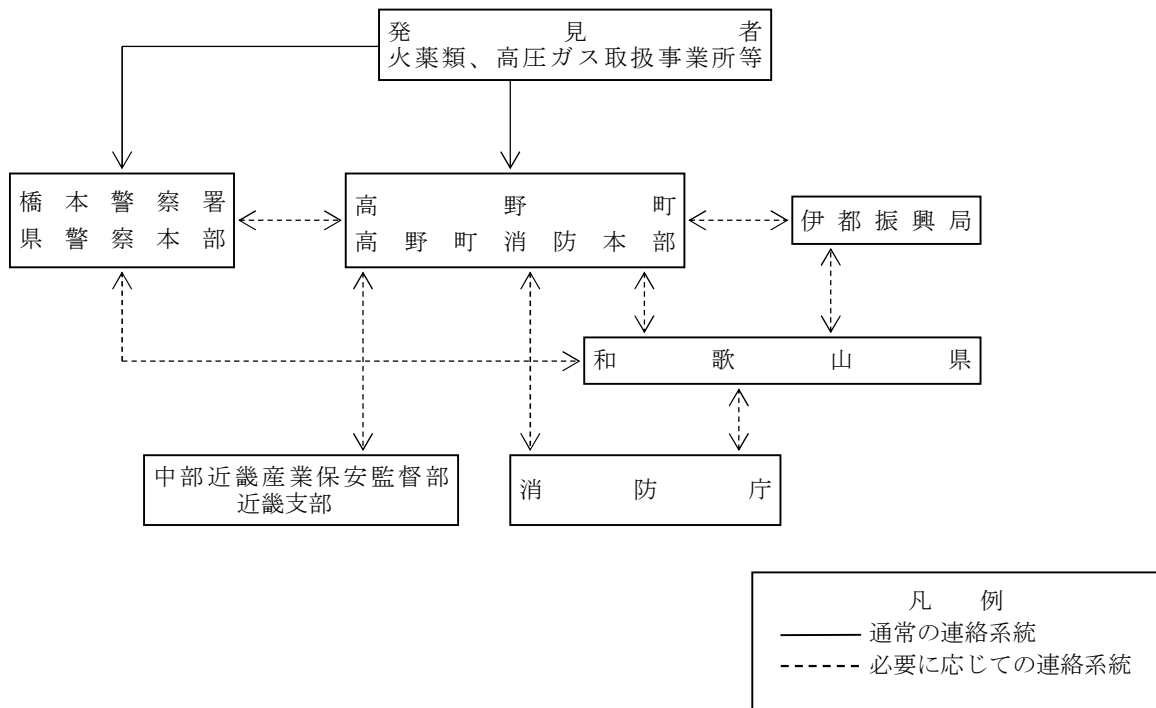
ア 高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 上記の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講ずる。

ウ 高圧ガスによる災害が発生した場合、下図により、高野町消防本部、橋本警察署のいずれかに通報するとともに、次の措置を講ずる。

- (ア) 立入禁止区域の設定及び交通規制
- (イ) 被災者の救出、救護
- (ウ) 消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

(3) 必要に応じて、和歌山エルピーガス協会又は関係事業所等の応援を求める。



3 毒物劇物災害応急対策計画

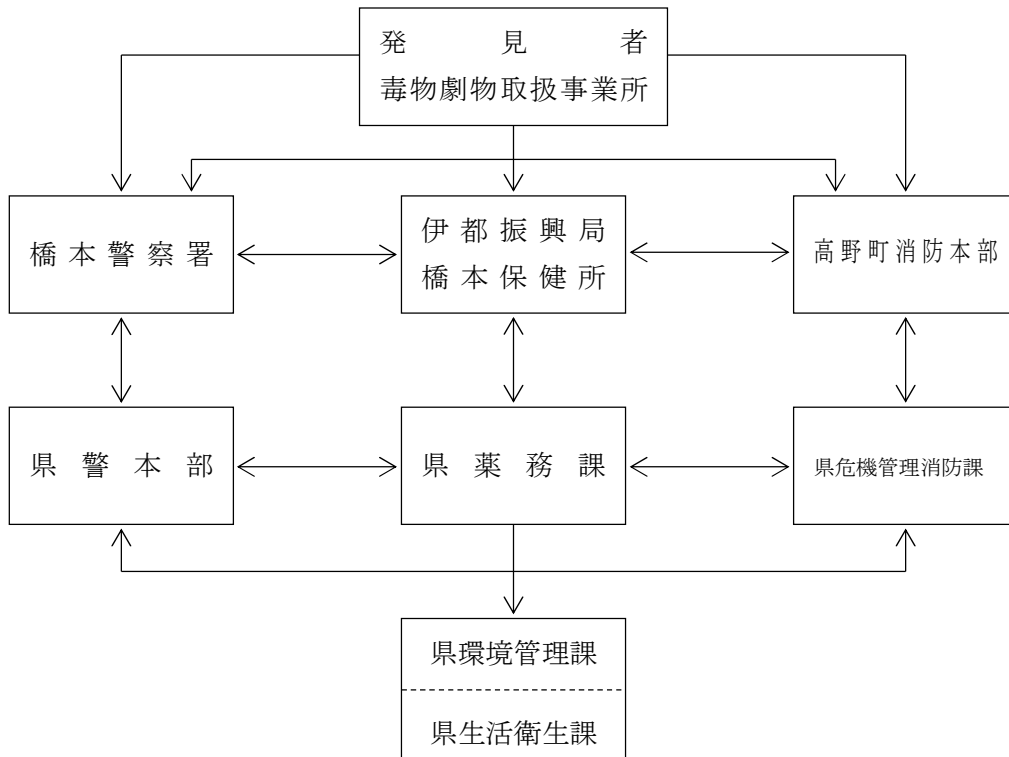
地震により毒物又は劇物保管施設が被害を受け、住民の保健衛生上危害を受け、又はそのおそれがある場合、県、消防機関、その他関係機関の協力のもとに、応急対策を行う。

(1) 震災発生時における毒物・劇物の流出・飛散・散逸等の事故発生の場合は、取扱責任者において、地域の防災組織と連携し、回収その他保健衛生上の危害防止に必要な措置を講ずるとともに、橋本保健所・高野町消防本部又は橋本警察署に届け出るものとする（毒物及び劇物取締法第16条の2）。

(2) 緊急措置

保健所（又は橋本警察署）は、毒物・劇物の流出散逸等の状況について、速やかに広報活動し、関係住民に注意を与えるとともに、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川下流の水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡する。

(3) 震災が発生した場合の毒物・劇物の応急処理については、物質名及び物質質量、現場の状況等を十分把握し行動するものとする。



4 危険物等輸送車両災害応急対策計画

(1) 輸送従事者

輸送途上において震災による事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講ずるものとする。

- ア 高野町消防本部及び橋本警察署に通報する。
- イ 付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
- ウ エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講ずる。
- エ 特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講ずる。
- オ 高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な

措置を講ずる。

(2) 町、高野町消防本部

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

5 有害物質漏えい等応急対策計画

災害による有害物質の漏えい等により、住民の健康被害が生じ又はその恐れがある場合の応急対策を行う。

(1) 情報の収集

住民等から異常の通報があった場合は、町及び消防機関は速やかに県に対し連絡するとともに、情報収集のため関係者及び被災事業所等と連絡を取り、有害物質の漏えい等の有無、汚染状況等必要な情報を迅速かつ的確に収集するものとする。

(2) 状況の把握と指導等

ア 県は、町と協力して被災事業所について有害物質の漏えい状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

イ 町は、被災事業所周辺の町内会を通じて、県の措置について連絡し、地区内住民への注意喚起及び異常を感知した場合は、消防機関及び県に要請するなど必要な協力を行う。

ウ 県は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんやアスベストの飛散を防止するため、町と協力して建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、その飛散防止対策を実施するよう指導する。

(3) 環境モニタリング

県は、被災状況に応じて測定場所の選定等、町の協力を得て必要な環境モニタリングを行う。

町は、測定場所候補地リスト等を県に提供するとともに、環境モニタリング結果について、速やかな提供を要請する。

(4) 住民への周知

県は、有害物質の漏えい等により住民の健康に被害が生じるおそれがあると、町、関係機関に連絡があった場合は、県から得た情報は町ホームページ等により情報を公開に努めるとともに、地区内住民への注意喚起及び身体に異常を感知した場合の町又は県への連絡方法について周知を図る。

第24節 公共的施設災害応急対策計画

総務課 生活環境課

1 上水道施設

地震の発生により、上水道、井戸等の給水施設が破壊されたため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者に対しての飲料水の供給方法については、本編第12節「給水計画」により実施するものとするが、その飲料水を確保するために、震災により被災した場合には迅速に復旧を行い、できる限り断水を防止して円滑に送水できるように努めるものとする。

(1) 警戒業務

ア 高野町災害対策本部が設置され、本部長が動員を指令したときは、迅速に出動してそれぞれの部署に待機する。

イ 被害を受けたときには、迅速に応急措置ができるように、水道諸施設復旧資材及び給水車を整備点検し、準備する。

(2) 防ぎよ活動

震災が発生した場合、その災害が終息してからの応急対策では到底円滑に送水することができないので、災害の最中においても、絶えず諸施設及び資材倉庫の被害状況の調査を行うとともに、次の事項を実施する。

ア 送電線の状況について関西電力株式会社和歌山営業所と緊密な連絡を保ち、被害を受けた場合は、その復旧の見通しを聴取して停電時における送水対策を樹立するとともに、早期復旧を要請する。

イ 専用電話線の被害状況を調査し、電話線切断等の故障が生じた場合は、その都度応急修理をして、連絡の確保に努める。

ウ 各ポンプ所の運転状況を調査するとともに、一時的な停電による送水不能な場合に対処するため、各配水池、浄水池の水位を絶えず調査する。

エ 被害の程度により、早期復旧が困難であって断水の事態が生じた場合、又は事前の応急措置等のために断水の必要が生じた場合は、その断水地区の住民に対し、予告する。

(3) 事後の措置

震災直後においては、その被害の程度によって異なるが、おおむね次のことを実施する。

ア 被害状況の調査

迅速に被害状況を調査して、その復旧対策を樹立する。

イ 応急復旧工事の実施

被害の程度によって、その復旧にかなりの期日と工事費を必要とする箇所については、後日本復旧工事を施行するものとするが、とりあえず応急的な復旧工事を施行して、断水防止に努める。

2 下水道施設

町は、下水道施設が被災したときは、重大な機能障害、二次災害の危険性を取り除くための措置を講ずる。

(1) 情報の収集、被害規模の把握、報告

被害状況を早期にしかも的確に把握する必要から、下水道施設台帳等を活用し、被害状況の的確な把握に努める。また、被害状況について必要に応じ県へ報告する。

(2) 応急対策

ア 管渠

- ① 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる止水、可搬ポンプ等による緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、配水機能の回復を図る。
- ② 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとる。

イ 処理場

- ① 停電により、ポンプ場及び処理場の機能が停止又は低下した場合、発電機等により機能回復に努める。
- ② 処理場への流入量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置として、バイパス放流を行う場合は、速やかに関係機関へ連絡する。
- ③ 処理場での下水処理機能がまひした場合は、応急的に簡易処理を行う等の措置を講ずる。

ウ 仮設トイレの設置

上水道施設及び下水道施設の復旧までの間は、トイレが使用できないため、応急措置として仮設トイレを設置する。

(3) 被害箇所の応急復旧

町内建設業者及び排水設備等工事指定店と連絡を取り合い、応急的な復旧を早急に進める。

(4) 資材等の調達

応急資材等は、排水設備等工事指定店から調達するものとするが、必要と認めるときは、知事に対し資材及び技術者のあっせんを要請する。

3 電力施設

町は、応急措置が必要と認めた場合、関西電力(株)及び関西電力送配電(株)橋本地域担当部長に緊急措置を要請するとともに、その実施に協力する。

4 ガス施設

町は、二次災害の防止と被災状態の復旧について、(社)和歌山県エルピーガス協会の計画に協力する。

5 公衆電気通信施設

町は、西日本電信電話(株)和歌山支店が実施する公衆電気通信施設に係る災害応急対策に協力する。

6 鉄道施設

町は、町内を走る南海電気鉄道(株)高野線において、地震による列車の脱線、転覆、その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道災害が発生し、若しくは発生し得る可能性のある場合、鉄道事業者が実施する応急救助対策等に協力する。

第25節 文教対策計画

教育委員会

地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書等、次の応急措置を講ずる。

1 小・中学校の計画

(1) 児童生徒の安全の確保

- ア 児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通して常に緊急措置、安全措置が執れる体制を確立しておく。
- イ 校長（不在の場合は、教頭もしくはそれに順ずる者）は、地震が発生し、児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講ずるとともに、町に報告するものとする。
- ウ 在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておく。

(2) 学校施設の確保

- ア 応急的修理で使用できる程度の場合
当該施設の応急措置をして、使用する。
- イ 学校の一部校舎が使用できない程度の場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお不足する場合は、二部授業等の方法による。
- ウ 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合
公民館等の公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。
- エ 特に地区が全体的被害を受けた場合
住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公民館等公共施設を利用する。
- オ 町外施設利用の場合
町内の施設のみでは十分な施設が確保できないときは、教育部に対して施設利用の応援を要請する。

(3) 教職員の対策

- ア 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作するものとする。
- イ 町内操作
学校内で解決できないときは、学校長は、町本部に教職員の派遣の要請をする。町本部は、管内の学校内において操作する。
- ウ 町外操作
町において解決できないときは、町本部は、教育部に教職員の派遣要請をする。

(4) 応急教育と避難生活の調整

学校が避難所である場合には、応急教育と避難生活の調整を図る。

2 学校給食関係の計画

(1) 実施計画

- ア 被害状況に応じ、学校給食センター等の給食施設を利用し、応急給食を実施する。
- イ 施設及び原材料が被害を受けた場合、速やかに応急措置を実施する。
- ウ 震災時において、学校等が避難所として使用される場合、一般り災者との調整を図るよう留意する。
- エ 応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症発生のおそれがあるので、衛生管理には特に留意する。

(2) 物資対策

町は、被害を受けた給食用原材料品の報告を、速やかに県に行い、被害物資の処分等について指示、指導を受ける。

3 社会教育施設関係の計画

(1) 社会教育施設の対策

震災発生時においては、公民館等社会教育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、町は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急修理等適宜の処置を速やかに実施する。

(2) 文化財対策

被災文化財については、文化財審議会等専門家の意見を参考にして、文化財的価値を可及的に維持するものとする。また、被災文化財個々についての対策を、所有者又は管理者に指示・指導する。

4 学用品支給計画

(1) 給与の種別

教科書（教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用するものも含む。）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

震災により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく、就学に支障を生じている者

(3) 給与方法

ア 学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、町長が実施するが、地域ごと学校等によりその使用する教科書や教材等が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため、県から町長へ職権が委任された場合は、調達から配分までの業務を町長が実施する。

イ 学用品の給与に当たっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

第26節 震災対策要員の計画

総務課 介護福祉課 住民健康課

1 奉仕団の編成及び活動計画

大規模な震災により甚大に被害を受けて職員及び他の市町村等からの応援職員だけでは到底迅速な応急対策が実施できない場合においては、災害対策基本法第5条第2項による住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織としての町内会、自主防災組織等の奉仕を受けて円滑に応急対策を実施できるよう努めるものとする。

(1) 奉仕団の種別

災害応急対策の実施に奉仕する奉仕団には、次の団体がある。

- ア 町内会
- イ 青年団

(2) 奉仕団の動員要請方法

災害応急対策実施のため奉仕団による奉仕の必要があると認めるときは、その奉仕作業の種別によりその作業に適応した奉仕団へ奉仕を要請する。

(3) 奉仕作業

奉仕団は、主として次の作業に従事するものとする。

- ア 炊き出しその他災害救助の実施
- イ 清掃の実施
- ウ 防疫の実施
- エ 災害救助及び復旧資材の輸送及び配分
- オ ボランティアコーナー支援活動
- カ 物資拠点における救援物資等の受入、整理、配送等の支援活動
- キ 避難所の支援活動
- ク 給水支援活動
- ケ 災害時要配慮者支援活動
- コ 上記作業に類した作業の実施
- サ 軽易な事務の補助

(4) 記録等

奉仕団の奉仕を受けた場合は、おおむね次の事項について記録し、保管しておく。

- ア 奉仕団の名称及び人員
- イ 奉仕した作業の内容及び期間
- ウ その他必要な事項

(5) 傷害保険等

団体組織、ボランティア等、町の災害応急対策活動の協力者の事故に備えて、傷害保険をかけることを検討する。

2 ボランティア受入れ体制の整備

震災発生の初期において、ボランティアの協力は、被災者の救援、避難所の開設・運営等に極めて有効であるので、ボランティア活動を円滑に実施するための受入れ体制の計画とする。

(1) 実施担当機関

福祉保健課、社会福祉協議会

(2) ボランティア・センターの開設

震災発生 of 初期において、非組織の個人を中心とする多数のボランティアに対応し、災害応急対策活動に従事してもらうための活動の案内・手配及び調整を行うため、社会福祉協議会において、ボランティア・センターを開設する。

(3) ボランティアコーナーの設置

ボランティア活動に資するため、役場庁舎、避難所等にボランティアコーナーを設ける。

ア ボランティアコーナーの要員

職員のほか、地元ボランティア、自治会長等の協力者に依頼して、これをあてる。

イ ボランティアコーナーの備品等

ボランティアコーナーに、電話、ファックス、コピー機、パソコンその他必要な備品等の整備に努める。また、施設によっては、仮眠所を検討する。

ウ 情報等の掲示

ボランティアコーナーには、常に新しいボランティアのための情報等を提供し、ボランティア活動が円滑に行われるよう、災害情報図、ボランティア活動の需要情報等を掲示する。

エ 各ボランティアコーナー等との情報交換等

各ボランティアコーナー、ボランティア組織、自主防災組織、関係団体等と情報交換を行い、ボランティア活動情報を得るほか、役割分担、活動体制の調整を併せて行う。

(4) ボランティアに依頼すべき事項

ボランティアに依頼すべき事項は、おおむね次のとおりである。

活 動 内 容	明 細	混 乱 期	中 間 期	安 定 期
救 急 救 助 活 動	被災地域	◎	△	—
給 水 活 動 支 援	配送	◎	△	△
	給水管理事務	◎	△	△
自 宅 避 難 者 等 の 支 援	被災地域	◎	◎	◎
避 難 所 支 援	初動整備活動	◎	—	—
	救護活動	◎	○	—
	運営活動	△	○	△
物 資 拠 点 支 援	救援物資の受入、整理	◎	◎	○
	配送、分配等	◎	◎	○
ボランティア・コーナー支援	役所・避難所等	◎	○	○
災 害 時 要 配 慮 者 支 援	避難所、被災地域	◎	○	○
清 掃 等	避難所	○	—	—
	被災地域	○	○	○

が れ き 除 却 等	被災地域	◎	◎	◎
防 疫 支 援	被災地域	—	△	◎
被 災 現 場 支 援	被災地域	◎	◎	◎
各種専門技能による支援 ・医療等 ・マッサージ ・保健師 ・事務関係 ・カウンセラー ・教育・保育 ・その他	避難所 被災地域	◎	◎	◎

(注) 上記中 ◎ は必要度の非常に高いもの、 ○ は必要度の高いもの、
△ は必要度のあるもの、 — は必要度の少ないか、無いものである。

(5) 協力者への保険

団体組織、ボランティア等、町の災害応急対策活動への協力者の事故に備えて、傷害保険をかけることを検討する。

3 労働者の雇用計画

震災時における応急対策等に従事する要員は、可能な限り町職員をもって充当するものとするが、震災の程度、規模等により町職員だけでは要員が不足して迅速な応急対策等が実施できないときは、県に斡旋の要請をして、他の市町村から応援を受けるか、又は労働者の雇上げによって必要な要員を確保して円滑なる応急対策等を実施する。

現場に入る前には「石綿ばく露防止教育」を実施し、適切な防じん機能を有するマスクを使用するよう促す。また、作業内容等のわかる記録を作成し保管する。中皮腫、肺がんを発症したときのために40年間保存することが望ましい。

第27節 道路交通の応急対策計画

建設課

地震により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と施設の保安が必要になった場合、又は震災時における交通秩序を確保するため必要があると認めるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うほか、道路の応急復旧を実施するものとする。

1 交通規制の実施

規制の実施は、次の区分によって行うものとする。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 知 事 町 長	1 道路の破損、欠壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察	公安委員会 警察署長 警 察 官	1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るための必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ただし、道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり、適切な処置を執られるよう配慮するものとする。

2 発見者等の通報

震災時に道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに橋本警察署長又は町長に通報するものとする。

通報を受けた町長は、その道路管理者又は橋本警察署長に速やかに通報する。

3 各機関別実施の要領

道路管理者又は県警察は、災害の発生が予想され、又は発生したときは道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに次の要領により交通規制を行う。

(1) 道路管理者

震災等により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したときは、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制をする。

ただし、町長は、本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、その管理者に通知して規制するいとまがないときは、直ちに、橋本警察署長に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。この場合、町長は、速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行う。

(2) 県警察

震災が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必

要があるときは、速やかに必要な交通規制を行うものとする。

4 緊急通行車両の通行確認

基本法第76条の規定により、公安委員会が緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両の確認手続は、次のとおりとする。

なお、道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要がない。

(1) 緊急通行車両の基準

緊急通行車両とは、

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

とされており、イの車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 確認の申請

(ア) 申請場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

(イ) 申請手続方法

緊急通行車両確認申請書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあつては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類の写しを添付する。

(ウ) その他

緊急通行車両確認申請書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申請場所に備え付けのものを使用。

イ 確認と標章等の交付

警察署長等は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第6条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付するものとする。

ウ 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付けるものとする。

エ 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両については、事前の届出をすることができる。事前届出は、橋本警察署長を經由して公安委員会に申請するものとする。

5 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第76条の2）

基本法の規定による交通規制時の車両の運転者の義務は、次のとおりである。

(1) 通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は

区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

- (2) 前記(1)にかかわらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

6 規制の標識等

実施者は、交通規制を行った場合は、政令の定めるところにより、次の標識を設置するものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導に当たるものとする。

(1) 規制標識

規制標識は、次の様式と方法により設置するものとする。

ア 道路交通法第4条、第5条及び道路法第46条によって規制したとき

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第3号）に定める様式と方法による。

イ 基本法第76条によって規制したとき

基本法施行規則第5条に定める様式と方法による。

(2) 規制内容の表示

規制標識には、次の事項を明示して表示する。

ア 禁止、制限の対象

イ 規制の区域及び区間

ウ 規制の期間

(3) 周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努めるものとする。

イ 緊急の場合における応急復旧

町長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

ウ 知事に対する応援要請

町は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を要請する。

第28節 輸送計画

総務課 建設課

震災時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸上及びヘリコプター等の有効な手段を利用し総合的かつ積極的に緊急輸送を実現するものとする。

特に、機動力のあるヘリコプターの活動を推進するものとする。

1 基本方針

(1) 輸送に当たっての配慮事項

輸送活動を行うに当たっては、次の事項に配慮して行う。

- ア 人命の安全
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象の想定

第1段階	ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資 イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等 エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等 オ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	ア 第1段階の続行 イ 食糧及び水等生命の維持に必要な物資 ウ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	ア 第2段階の続行 イ 災害復旧に必要な人員及び物資 ウ 生活必需品

2 実施者

災害輸送は、他の計画で別に定めるもののほか、応急対策を実施する機関が行うものとする。

3 災害輸送の種別

災害輸送は、次の種別のうち、最も適切な方法によるものとする。

- (1) 自動車及びバイク等による輸送
- (2) 鉄道軌道等による輸送
- (3) ヘリコプター等による空中輸送
- (4) 人力等による輸送

4 輸送力の確保等

(1) 自動車輸送力の確保

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね次の順序による。

- ア 町所有の車両等
- イ 他の公共的団体の車両等
- ウ 営業用の車両等
- エ その他の自家用車両等

(2) 鉄道軌道による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道会社によって輸送することが適当なときは、輸送の要請を行う。

(3) 空中輸送

一般交通途絶等に伴い緊急に空中輸送が必要なときは、町は県を通じて自衛隊による空中輸送について、その出動を要請する。

なお、空中による救援物資投下場所及びヘリコプター発着予定地（資料編12-2）のとおり。

(4) 人力等による輸送

車両等により輸送不可能なときは、人力等による輸送とする。

5 緊急輸送ネットワークの確保

町は、緊急輸送道路の指定状況を踏まえ、災害発生時における緊急輸送活動の多重化や代替性を考慮し、防災上の拠点となる施設及び輸送拠点（資料編12-4）を指定するとともに、県及び関係機関と連携し指定道路の交通規制等を実施することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(1) 緊急輸送道路等の指定

ア 緊急輸送道路

一般国道370号、371号、480号

県道かつらぎ桃山線

町道鶯谷線、五ノ室線、湯川辻線

イ 防災上の拠点となる施設

町役場、消防本部、高野幹部交番、高野山総合診療所等

ウ 輸送拠点

臨時ヘリポート、高野山駅等

(2) 交通の確保

ア 緊急輸送道路及び緊急輸送道路等へのアクセス道路について、本章第27節「道路交通の応急対策計画」により、関係機関と連携して交通規制を実施し、一般車両の交通を制限する。

イ アの道路上に障害物が発生したときは、他の道路に優先して障害物を除去する。

ウ アの道路が被災し、使用不能となった場合は、県及び関係機関と連携して、代替道路を確保する。

第29節 自衛隊派遣要請等の計画

総務課

地震災害に際して、人命又は財産保護のため必要があると認めた場合の自衛隊の災害派遣について必要な事項は、本計画によるものとする。

1 災害派遣要請基準

地震災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、町長は、生命又は財産を保護するため必要と認めた場合は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を求める。

2 派遣の種類

- (1) 震災が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要と認めた場合の知事の要請に基づく部隊等の派遣
- (2) まさに災害が発生しようとしている場合における知事の要請に基づく部隊等の予防派遣
- (3) 震災に際しその事態に照らし特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認めて、知事からの要請を待たないで、自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣

3 知事への派遣要請

町長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、部隊等の派遣要請依頼書（様式編5-1）に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって伊都振興局を經由して県（災害対策課）に依頼するものとし、事後速やかに依頼文書を提出する。

ただし、通信途絶等により、知事に対し派遣要請の依頼ができないときは、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

この場合、町長は、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

陸 上 自 衛 隊	
<第37普通科連隊長> 連絡先 0725-41-0090（代表） （昼間） 第3科（内236～239） （夜間） 当直司令室（内302） 県防災電話 第3科 ※392-400 当直司令室 ※392-401 F A X ※392-499 所在地 〒594-8502 大阪府和泉市伯太町官有地	

※県防災電話で衛星通信回線を使用する場合には、先頭に7をつけてダイヤルする。

4 自衛隊との連絡調整

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合においては、自衛隊の災害派遣を有効に行うため、情

報の交換等連絡調整を行う。

5 自衛隊受入れ体制及び準備

(1) 現地体制

現地には必ず現場責任者を置き、自衛隊現場指揮官と協議して作業の推進を図る。

(2) 事前準備

応急対策に必要な資材器材については、町で準備し、自衛隊の活動が敏速、効果的に実施できるようにする。

(3) 派遣要員の受入れ体制の整備

応援の決定により、要員の派遣が行われる場合には、指揮連絡、車両・資機材置き場、宿舎等のための拠点を設け受入れ体制を整える。

(4) その他

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期する。

ヘリコプター発着予定地（資料編12-2）

6 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣の必要がなくなると認めた場合は、知事に対し、自衛隊の撤収要請を依頼する。（様式編5-2）

第30節 県防災ヘリコプター及びドクターヘリコプター活用計画

総務課 消防本部

震災が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターやドクターヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

1 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として市町村等の要請に基づき運航するが、情報収集等の活動の必要があると認められる場合は、県の総括管理者（危機管理部長）の指示により出動するものとする。

2 防災ヘリコプターの応援

町長等（消防長を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」（資料編12-1）の定めるところによるが、その概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

町長等は、震災が発生した場合で次のいずれかに該当するときは、応援要請をするものとする。

- ア 災害が隣接市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町等の消防力によっては、災害の防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ、防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請の方法

応援要請は、和歌山県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	TEL	0739-45-8211（ホットライン：0739-45-8233）
	FAX	0739-45-8213
	県防災電話	TEL ※364-451、400 FAX ※364-499 ※県防災電話で衛星通信回線を使用する場合には、先頭に7をつけてダイヤルする。

3 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用するものとする。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等の広報活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

4 ドクターヘリコプターの運航体制

ドクターヘリコプターは、和歌山県全域並びに大阪府、奈良県、三重県及び徳島県の一部を含む1府4県における公立大学法人和歌山県立医科大学が行うドクターヘリ事業を円滑かつ効果的に実施するため「和歌山県ドクターヘリ運行要領」に災害時の運用が定められている。

和歌山県内での災害の場合

災害等の発生又はそのおそれがあることに伴い、地域防災計画に基づく災害対策本部が設置された場合等におけるドクターヘリコプターの運用は次のとおりとする。

(1) 通報・通達

地域防災計画に基づき災害対策本部が設置された場合、又は災害対策本部が設置されていない場合においても災害が認められる場合は、和歌山県から基地病院へドクターヘリコプターの災害現場への派遣について通達、打診を行う。

(2) 災害現場への派遣・出動

(ア) 和歌山県は、被災地の市町村または消防機関から派遣要請があった場合、その内容を基地病院と迅速に検討の上、運航を決定する。また、基地病院に被災地（消防機関、医療機関など）から運航要請があった場合には、被災地消防本部と緊密な連携のもと、ドクターヘリコプターを運航する。

(イ) 被災地からの要請が無い場合でも、各種情報からドクターヘリコプターの出動が必要であると基地病院院長または救急・集中治療部長が判断した場合は、和歌山県へ報告を行い被災地本部と緊密な連携のもと、ドクターヘリコプターを出動、運航する。

(ウ) 災害派遣・出動時は派遣人員等を基地病院で判断し、和歌山県へその旨を報告する。

(3) 派遣要請連絡先

ドクターヘリ運行指令センター	TEL	073-441-0002（ホットライン:073-441-1889）
	FAX	073-441-0099

第31節 相互応援計画

総務課 消防本部

震災が発生し、町独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、県及び他の市町村等に応援を要請し、応急措置等を円滑に遂行するため、相互応援協定等に基づく協力体制を活用する。また、本町以外で大規模な震災が発生した場合は、当該相互応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

今後は、近隣市町村だけではなく、広域災害の同時被災を想定して、遠隔地の市町村とも相互応援協定を積極的に締結していく。

1 応援要請**(1) 他市町村に対する応援要請**

ア 町長は、大規模地震災害等の非常事態の場合において、震災の規模及び被害状況等から、自己の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、あらかじめ締結している相互応援協定に基づき、速やかに他市町村長に応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

イ 町長は、協定締結市町村からの応援を受けても十分な応急措置が実施できないと認められるときは、協定締結外の市町村に対し、次に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第67条の規定に基づき応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

(ア) 応援を求める理由及び災害の状況

(イ) 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

(ウ) 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

(エ) その他必要な事項

(2) 県に対する応援要請等

町長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定に基づき、応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

(3) 指定地方行政機関に対する職員の派遣要請等

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求める。

2 受援体制の整備

(1) 他の地方公共団体等に応援要請をする場合は、必要とする応援内容、人員、配置場所及び連絡調整担当者等指揮命令系統について明確にしておくとともに、ヘリポート等応援活動上必要となる施設等についても必要に応じて確保する。

(2) 宿泊場所の確保、食料の供給等の後方的事項についても、必要に応じて応援側地方公共団体等の到着までに整え、円滑かつ効果的な応急措置が実施できる体制を整備する。

3 応援体制の整備

(1) 情報収集及び応援体制の確立

高野町において被害がなく、周辺市町村及び協定締結市町村において大規模地震災害等の発生を覚知したときは、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

(2) 指揮

応援側は、要請側の指揮のもとで、緊密な連携を図りながら、応援活動を実施する。

(3) 自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

通信の途絶により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、震災の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

4 経費の負担

(1) 国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに都道府県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。（災害対策基本法施行令第18条）

(2) 前記(1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定に定められた方法による。